

## 委員会録

- 名 称 予算特別委員会（1日目）
- 日 時 令和3年3月10日午前9時30分から至午後3時59分
- 場 所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 岡田 泰正  
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 小西 啓 副議長 岡田 勇  
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

## 令和 3 年和束町予算特別委員会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。本日は、予算特別委員会にご参集いただき、ご苦勞さまです。

初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第 9 条の規定によりまして、年長の岡田 勇委員に臨時委員長をお願いいたします。委員長と交代いたします。

○臨時委員長（岡田 勇君）

年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

ご協力のほどお願いをいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

これより、予算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、私、岡田 勇を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、私、岡田 勇が委員長に当選いたしました。

ただいまから委員長に当選しました私が委員長就任のご挨拶をいたします。

本来、演題にて挨拶をさせていただかなければなりません、腰の治療中であり、移動にも困難を来すため、委員長席から失礼をいたします。ご協力のほどよろしくお

願いいたします。

予算特別委員会、委員長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは皆様方のご推挙によりまして予算特別委員長という大役をお受けすることになりました。皆様のご協力を得まして一生懸命務めてまいります。よろしく願いを申し上げます。

さて、令和3年度の予算につきましては、4月の町長選挙を控えての骨格予算、総額53億670万円の予算編成となっております。委員の皆様におかれましては、この1年間の事業内容について、住民の目線に立ち、活発に質疑を行っていただきたいと思っております。また、町長はじめ職員の皆様方におかれましても、明快なる答弁をお願いいたします。

2日間、スムーズな審議になりますようお願いを申し上げまして、就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（岡田 勇君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に岡田泰正委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、岡田泰正委員が副委員長に当選されました。

岡田泰正委員に、この旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案第1号から議案第7号まで、令和3年度和東町一般会計予算及び和東町各特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由については施政方針を本会議で述べられましたので、副町長及び担当課長

から議案についての説明を求めます。

なお、説明に当たっては、議案書は款のみの数字にとどめ、事項別明細書については特に重要なもののみとし、簡単明瞭に願います。

それでは、副町長から順次説明願います。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

皆さん、おはようございます。

2日間よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、令和3年度当初予算の概要と主要事項説明書に基づきまして、若干ご説明させていただきたいと思えます。

資料No.1をよろしく願いしたいと思えます。

まず、1ページでございます。

会計別の予算総括についてご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、令和3年度予算につきまして33億1,550万円となっております。比較増減額で2,290万円、伸び率として0.7%となっております。これにつきましては、継続事業でございます国土強靱化に伴います祝橋、また石寺橋等町道整備を含めまして、インフラ整備に伴います増額となっております。

次に、特別会計でございます。

全体で19億9,120万円となっております。比較増減額としまして1,898万円、伸び率として1.0%となっております。その中で、特に国民健康保険特別会計でございます。7億1,090万円、△8,410万円、△10.6%ということで、これにつきましては、保険税率の見直しによる減額でございます。

また、事業勘定につきましては6億1,020万円、△7,980万円、△11.6%となっております。

あと、直診勘定につきましては1億70万円、△430万円、△4.1%の減とい

うことで、これにつきましては、職員の退職に伴いますマイナスとなっております。

あと、簡易水道事業特別会計でございます。1億9,760万円、4,090万円、26.1%の伸びとなっております。これにつきましては、町道整備等配管の布設替等に伴います増額となっております。

また、下水道事業特別会計につきましては2億8,240万円、1,280万円の増ということで、4.7%の伸びとなっております。これにつきましては、祝橋架替工事に伴います下水道等の配管等の布設替によります工事の費用の増額となっております。

次に、介護保険特別会計です。7億1,800万円、5,080万円、7.6%の伸びとなっております。その中の保険事業勘定ですけれども、7億1,110万円、5,070万円の増、伸び率としましては7.7%の伸びとなっております。これにつきましては保険給付費の増額ということで、特に施設給付費の伸びとなっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。7,750万円、△130万円、△1.6%の減となっております。これにつきましては、後期高齢者医療の連合の負担金の減でございます。

令和3年度の一般会計・特別会計を合計しまして53億670万円でございます。比較増減で4,188万円の増、伸び率としましては、全体で0.8%となっております。

次に、めくっていただきまして、2ページでございます。

一般会計予算の歳入歳出の内訳でございます。

まず、歳入でございます。

主なもののみご説明申し上げたいと思います。

1款町税でございます。3億4,447万8,000円、増減で△2,440万円、△6.6%の減となっております。これにつきましては町民税、個人の所得割の減、1,897万6,000円、あと、固定資産税ですけれども、これにも減額となってお

ります。この要因としましては、固定資産税につきましては、評価替えとコロナに関係します特例措置に伴う減でございます。

次に、6款法人事業税交付金でございます。171万1,000円ということで、100万4,000円の増、伸び率としましては142%の伸びとなっております。これにつきましては、法人事業税の一部を都道府県から市町村への交付が変わった関係でございます。

あと、11款地方交付税でございます。16億9,237万6,000円、増減で1億250万3,000円、6.4%の伸びでございます。これにつきましては、地域デジタル社会の推進費の創設、また、過疎債の償還額の増が主な要因でございます。

次に、15款国庫支出金でございます。4億176万2,000円、1億7,654万円、78.4%の伸びとなっております。これにつきましては、道路局所管の祝橋、石寺橋、また、社会資本整備総合交付金で行います撰原下島線、舟尾八王寺線のハード事業の伸びが主な要因となっております。

次に、16款府支出金でございます。1億6,202万円でございます。1,203万9,000円、8.0%の伸びとなっております。これにつきましては、衆議院議員総選挙の委託金並びに京都地域連携交付金の増が主な要因となっております。

次に、19款繰入金でございます。7,363万1,000円、減額の1億7,796万3,000円でございます。これにつきましては、財政調整基金の繰入れの減額が主な要因でございます。

21款諸収入でございます。2,188万9,000円、△1,704万1,000円の減、△43.8%の減となっております。これにつきましては、雇用促進協議会事務費の負担金、これは立替え分を行ってございましたが、今回終了するということと、あと、地域総合整備資金の貸付元金の収入の減額でございます。これが主な要因でございます。

22款町債でございます。3億7,450万円、△5,890万円、△13.6%の

減となっております。これにつきましては、体験交流センターの耐震工事の終了と大谷処理場のハードの終了が主な要因となっております。

次に、3ページでございます

目的別歳出の主なもののみ説明させていただきたいと思えます。

まず、2款総務費でございます。5億6,222万円でございます。△1億7,652万5,000円、△23.9%の減となっております。これにつきましては、先ほども触れましたように、体験交流センターの工事の減額が主な要因となっております。

次に、4款衛生費でございます。5億600万3,000円でございます。△3,959万9,000円、△7.3%の減となっております。これにつきましては、相楽広域事務組合の負担金の減額が主な要因でございます。大谷処理場の大規模改修が終わったことによります要因が主な要因でございます。

6款商工費でございます。4,181万5,000円、△3,419万4,000円、△45%の減ということになっております。これにつきましては、お茶の駅構想プロジェクト事業の終了と、先ほども触れました雇用促進協議会の減が主な要因となっております。

7款土木費でございます。5億4,723万8,000円、2億9,291万8,000円、115.2%の増となっております。先ほども触れましたように、祝橋、また撰原下島線等のハード事業の増額が主な要因となっております。

次に、消防費で1億9,046万6,000円、△2,796万5,000円、△12.8%の減となっております。これにつきましては、和東小学校の敷地に設けましたマンホールトイレ事業の終了が主な要因となっております。

以上が、目的別歳出のご説明とさせていただきたいと思えます。

次に、4ページをよろしくお願ひしたいと思えます。

性質別の歳出でございます。主なもののみ説明させていただきたいと思えます。

まず、人件費でございます。全体で△457万5,000円、0.7%の減となって

おります。

その中の職員給のほうで△749万1,000円、△1.9%の減となっております。これにつきましては、職員の退職に伴います1名分の減が主な要因でございます。

一番下の(6)その他で722万4,000円の増となっております。7.2%の伸びとなっております。これにつきましては、今年は選挙を控えておりますので、衆議院、また町長選挙の人件費が主な伸びの要因となっております。

5番目の補助費等でございます。8億1,359万3,000円、△8,570万4,000円、△9.5%の減となっております。これにつきましては、先ほど触れましたように、広域事務組合負担金の減、それと、相楽東部連合の負担金、総務費、また教育費の減が主な要因となっております。

6番の普通建設事業費でございます。5億2,910万9,000円、1億3,858万4,000円、35.5%の伸びとなっております。これにつきましては、(1)補助事業費で4億4,281万1,000円、2億5,995万2,000円、142.2%の増ということで、これは先ほど触れました祝橋、また撰原下島線のハードの事業の伸びが大きな要因となっております。

あと、単独事業のほうで8,629万8,000円を組んでおります。△1億2,136万8,000円、△58.4%ということで、これの要因につきましては、体験交流センター耐震工事が終わったことが大きな要因でございます。

以上が、性質別歳出の説明でございます。

次に、5ページにつきましては、当初予算の5年間の推移を示させていただいております。また、お目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、6ページをよろしくお願ひしたいと思ひます。

一般会計主要事業の説明でございます。

六つの協働プログラムによります予算措置をさせていただきます。

まず、1番目でございます。和束を担う次世代の人づくりの協働プログラムという



ことで3億8,990万3,000円を組んでおります。まず、その中身の子育て支援でございます。1億7,430万5,000円ということで、主なものにつきましては、保育所の運営事業費で9,132万2,000円、また、子育て支援センターの事業費で1,327万6,000円、ちょっと飛ばさせていただきまして、児童手当給付事業で3,033万円となっております。

次に、7ページでございます。

学校教育・社会教育・スポーツ・歴史文化で2億1,115万1,000円を組んでおります。主な中身ですけれども、相楽東部広域連合の教育部の負担金でございます。2億486万7,000円が主な中身となっております。

交流でございます。444万7,000円ということで、主なものにつきましては、体験交流センター管理事業287万6,000円が主な事業となっております。

次に、2番目の住民が支えあう安心と信頼の協働プログラムでございます。5億3,843万4,000円を組んでおります。主なものにつきましては人権尊重で、主な中身につきましては、人権ふれあいセンターの運営事業費2,047万2,000円が主なものでございます。

めくっていただきまして、8ページの保健・医療費で1億3,383万2,000円を組んでおります。主なものにつきましては、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金4,013万6,000円、また、直診勘定繰出金で3,531万円、山城病院の負担金で3,050万8,000円が主なものでございます。今年につきましては、一番下の新型コロナウイルスワクチン接種事業862万3,000円が新規に組みさせていただいております。

次に、高齢者・障がい者支援事業でございます。3億5,586万9,000円でございます。主なものとしましては、後期高齢者医療給付事業で6,810万4,000円、また一番下ですけれども、障害者自立支援給付事業で1億93万円、次ページを見ていただきまして、下から五つ目ですけれども、介護保険特別会計事業勘定繰出金

で1億670万円、また、一つ飛ばしまして、後期高齢者医療特別会計繰出金で2,733万円が主なものとなっております。

次ページ、10ページをよろしく申し上げます。

地域福祉でございます。2,171万2,000円を組んでおります。主なものとしましては、社協職員設置事業費で1,812万円が主なものとなっております。

次に、地域安全でございます。512万2,000円を組んでおります。主なものとしましては交通安全対策事業で、同額となっております。

次に、3番目の安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラムで、全体で5億8,026万3,000円を組んでおります。

その中身としましては、情報のほうで1,001万8,000円。主なものとしては、茶源郷行政情報配信事業でございます。同額を組ませていただいております。

次に、11ページでございます。

道路でございます。全体で4億7,456万8,000円を組んでおります。先ほども触れましたインフラの整備事業の継続事業が主なものでございます。町道整備事業で2,000万円、これは園区線でございます。町道撰原下島線の改良で5,513万円、その下の町道舟尾八王寺橋線改良事業で3,304万円、一つ飛ばしまして、祝橋で2億8,820万5,000円、石寺橋で3,812万8,000円、その下の橋りょう長寿命化修繕事業で2,915万3,000円を組ませていただいております。全て継続事業となっております。

あと、その一番下ですけれども、公共交通でございます。3,809万7,000円、1ページめくっていただきまして、主なものとしましては、12ページ、路線バス対策事業で3,500万円を組ませていただいております。

次に、住宅でございます、5,087万2,000円。主なものとしましては、住宅管理事業で949万9,000円、また、共同浴場運営事業で1,315万9,000円、地域おこし協力隊事業で1,291万4,000円を組ませていただいております。

次に、13ページをよろしく申し上げます。

公園・緑地事業でございます。670万8,000円を組んでおります。運動公園管理事業659万円が主なものの事業となっております。

次に、4番目の自然を守りともに暮らす協働プログラムでございます。全体で6億952万7,000円を組んでおります。また、主な内容としましては、防災で2億258万4,000円を組ませていただいております。主なものとしましては、中部消防負担金で1億4,887万4,000円、また、非常備消防費のほうで3,016万6,000円を組んでおります。一番下ですけれども、新規としまして和東保育園耐震改修設計費で1,397万9,000円を組ませていただいております。

次に、次ページ14ページをよろしく申し上げます。

河川環境で1,800万円を組んでおります。主なものとしては、河川浚渫事業1,000万円を組ませていただいております。これが主なものでございます。

上下水道で2億2,159万8,000円を組んでおります。主なものとしましては、簡水の繰出金で6,710万1,000円、下水道繰出金で1億5,047万9,000円を組ませていただいております。

森林保全・治山・治水のほうでございます。716万2,000円を組んでおります。主なものとしましては、森林組合の助成金で200万円、また、豊かな森を育てる府民税交付金事業で202万2,000円を組ませていただいております。次ページで、森林経営管理事業で205万5,000円を組ませていただいております。これが主な事業でございます。

次に、環境・循環資源・エネルギーのほうで1億6,018万3,000円を組ませていただいております。主なものとしましては、じん芥処理費で1億2,767万1,000円、また、し尿処理費のほうで3,021万7,000円組ませていただいております。これが主な事業でございます。

次に、5番目としまして、和東のブランドを高める協働プログラム9,901万4,

000円を組んでおります。

中身としましては、農林業で2,971万8,000円。主なものとしましては、農業次世代人材投資資金給付事業で751万1,000円を組んでおります。

次ページをめくっていただきまして、16ページでございます。

共同製茶等省力化推進事業で487万9,000円、中山間地域等直接支払交付事業で383万1,000円、農業委員会設置事業で390万8,000円、これが主な事業でございます。

一番下ですけれども、商工業で869万円を組んでおります。

次ページ、17ページをよろしく申し上げます。

主なものとしては、商工会助成で500万円を組ませていただいております。これが主な事業でございます。

次に、交流産業でございます。3,965万3,000円を組んでおります。主なものとしましては、農・観連携コミュニティ創生事業で700万円、飛ばさせていただきまして下から4番目、マウンテンバイクグランド活用促進事業で1,026万6,000円、下から2番目の交流ステーション（農産物直売所）管理事業で428万4,000円を組ませていただいております。

次に、次ページをよろしく申し上げます。18ページでございます。

新たな産業の創出で2,095万3,000円を組んでおります。主な事業としましては、茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業で1,634万8,000円を組んでおります。これが主な事業でございます。

次に、19ページをよろしく申し上げます。

最後になりますけれども、住民・事業者・行政が共に進める協働プログラム1億1,453万6,000円を組んでおります。

中身としましては、住民参画のまちづくり事業で365万円。主なものとしましては、文化的景観調査事業で300万円を組ませていただいております。これが主な内

容でございます。

次に、情報公開でございます、70万6,000円。これにつきましては、文書広報事業で、同額となっております。

次に、行財政・地域経営で8,024万3,000円を組んでおります。主な中身としましては、電子計算費で5,141万6,000円、また、戸籍電子化事業で1,052万9,000円、あと、新規としては衆議院の選挙のほうで796万2,000円、次ページで、町長選で727万7,000円、個人番号カード交付事業で130万円、また、コンビニ交付サービス事業で151万8,000円、ここら辺が新規事業でございます。

最後に、広域行政で2,993万7,000円を組んでおります。主なものとしましては、相楽東部広域連合負担金で1,915万2,000円が主な事業となっております。

以上、私のほうから説明させていただきました。あとにつきましては各課長のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうからは、議案第1号、議案第2号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第1号

#### 令和3年度和束町一般会計予算

令和3年度和束町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億1,550万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月3日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきまして、第1表でございます。

委員長のほうからありましたように、款、金額の順に説明を申し上げます。

歳入でございます。

1款町税、3億4,447万8,000円。

2款地方譲与税、3,260万6,000円。

3款利子割交付金、32万4,000円。

- 4 款 配当割交付金、2 5 6 万 7, 0 0 0 円。
- 5 款 株式等譲渡所得割交付金、1 4 6 万 4, 0 0 0 円。
- 6 款 法人事業税交付金、1 7 1 万 1, 0 0 0 円。
- 7 款 地方消費税交付金、7, 9 0 3 万 7, 0 0 0 円。
- 8 款 ゴルフ場利用税交付金、1, 2 1 0 万 9, 0 0 0 円。
- 9 款 環境性能割交付金、3 4 7 万 4, 0 0 0 円。
- 1 0 款 地方特例交付金、4 3 6 万 5, 0 0 0 円。
- 1 1 款 地方交付税、1 6 億 9, 2 3 7 万 6, 0 0 0 円。
- 1 2 款 交通安全対策特別交付金、2 0 万円。
- 1 3 款 分担金及び負担金、7, 2 7 2 万 8, 0 0 0 円。
- 1 4 款 使用料及び手数料、2, 9 0 1 万 4, 0 0 0 円。
- 1 5 款 国庫支出金、4 億 1 7 6 万 2, 0 0 0 円。
- 1 6 款 府支出金、1 億 6, 2 0 2 万円。
- 1 7 款 財産収入、2 4 万 4, 0 0 0 円。
- 1 8 款 寄付金、1, 0 0 0 円。
- 1 9 款 繰入金、7, 3 6 3 万 1, 0 0 0 円。
- 2 0 款 繰越金、5 0 0 万円。
- 2 1 款 諸収入、2, 1 8 8 万 9, 0 0 0 円。
- 2 2 款 町債、3 億 7, 4 5 0 万円。

歳入合計 3 3 億 1, 5 5 0 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

- 1 款 議会費、5, 5 3 4 万 4, 0 0 0 円。
- 2 款 総務費、5 億 6, 2 2 2 万円。
- 3 款 民生費、7 億 1, 9 4 9 万円。
- 4 款 衛生費、5 億 6 0 0 万 3, 0 0 0 円。

5 款農林業費、1 億 1,594 万 8,000 円。

6 款商工費、4,181 万 5,000 円。

7 款土木費、5 億 4,723 万 8,000 円。

8 款消防費、1 億 9,046 万 6,000 円。

9 款教育費、2 億 486 万 7,000 円。

10 款災害復旧費、653 万 5,000 円。

11 款公債費、3 億 6,056 万 4,000 円。

12 款諸支出金、1 万円。

13 款予備費、500 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、第 2 表 債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に説明を申し上げます。

祝橋整備事業、令和 3 年度から令和 4 年度まで、5,000 万円でございます。

続いて、第 3 表 地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、3,500 万円、証書借入れ又は証券発行。

利率：年 5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

以降につきましては、起債の方法、利率、償還の方法は同様の内容でございますので省略をさせていただきます。起債の目的、限度額を説明申し上げます。

すこやかエンジェル基金積立事業（過疎対策）、630 万円。

和束保育園改修事業（過疎対策）、1,060 万円。



和保育園耐震事業（緊急防災・減災事業）、330万円。

橋りょう長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、410万円。

町道整備事業（過疎対策）、2,000万円。

橋梁補修事業（過疎対策）、770万円。

舗装維持管理事業（過疎対策）、210万円。

祝橋整備事業（過疎対策）、1億610万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、1,560万円。

町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、2,310万円。

町道舟尾八王寺線改良事業（過疎対策）、1,500万円。

河川護岸整備事業（緊急自然災害防止対策）、800万円。

河川浚渫事業（緊急浚渫推進事業）、1,000万円。

小型ポンプ付き積載軽自動車（緊急防災・減災事業）、600万円。

防火水槽設置事業（緊急防災・減災事業）、260万円。

災害復旧事業、560万円。

臨時財政対策債、9,340万円。

計、3億7,450万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和3年度和東町一般会計予算No.1により説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページまでにつきましては、総括ということで、重複しますので、5ページ以降の説明をさせていただきます。

なお、主なもの、また、特に必要なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款町税、1項町民税、1目個人、本年度予算額1億1,262万3,000円。

これにつきましては、1節現年課税分ということで、1億1,042万3,000円の予算を計上させていただいております。内訳といたしましては、均等割で550万5,000円、所得割で1億491万8,000円でございます。

同款、同項、2目法人ということで、本年度予算額1,418万2,000円でございます。

主なものにつきましては、1節現年課税分ということで1,408万2,000円。内訳といたしまして、均等割で1,208万2,000円、法人税割で200万円の予算を計上させていただいております。

同款、2項固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額1億7,833万2,000円でございます。

主なものといたしまして、1節現年課税分で1億7,433万2,000円。内訳といたしまして、土地で4,829万3,000円、家屋で7,117万7,000円、償却資産で5,486万2,000円の予算を計上させていただいております。

同款、3項軽自動車税、2目種別割、2,015万1,000円でございます。

主なものといたしまして、1節現年課税分ということで1,985万1,000円の予算を計上しております。

同款、4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税で、本年度予算額1,800万2,000円でございます。

これにつきましては、1節現年課税分でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、1,986万1,000円の予算を計上させていただいております。

1節自動車重量税ということで、同額でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金で7,903万7,000円の予算を計上させていただいております。

1 節で同様に、地方消費税交付金でございます。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金ということで、本年度予算につきましては1,210万9,000円ということでございます。

続いて、9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金で347万4,000円計上をさせていただいております。

これは1 節環境性能割交付金ということで、自動車取得税交付金に替わる交付金でございます。

10 款地方特例交付金、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1 目新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金ということで、本年度予算額200万を組ませていただいております。

これにつきましては、前年に比べまして皆増となっております。これにつきましては、事業用固定資産税に係る建物・償却資産の減収分に係る補填の分でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、本年度予算額16億9,237万6,000円。

1 節地方交付税で16億9,237万6,000円。内訳といたしまして、普通交付税で15億4,237万6,000円、特別交付税で1億5,000万円の予算を計上させていただいております。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金で6,605万6,000円の予算を計上させていただいております。

これにつきましては、1 節総務管理費負担金ということで、内訳といたしまして、相楽東部広域連合職員人件費負担金6,105万6,000円、京都地方税機構派遣職員人件費負担金で500万円を計上しております。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料で1,063万2,000円

の予算を計上させていただいております。

主なものといたしましては、2節住宅使用料で811万4,000円、このうち町営住宅使用料現年度分として718万2,000円の予算を計上させていただいているところがございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で8,771万4,000円の予算を計上しております。

主なものといたしまして、1節社会福祉費負担金で6,705万円、このうち障害者自立支援給付費負担金で5,075万円を計上しております。

また、54節児童手当国庫負担金で2,066万4,000円、これについては、児童手当に係る国庫負担金でございます。

同款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で1,324万1,000円の予算を計上させていただいております。

主なものといたしましては、1節総務管理費補助金ということで、社会資本整備交付金、地籍調査に係る部分で250万円、文化的景観保護推進事業補助金として150万円、また地方創生推進交付金ということで、相楽東部3町村広域連携事業ほかということで545万9,000円組みせていただいているところがございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

同款、同項、4目土木費国庫補助金で2億7,352万8,000円計上させていただいております。

3節道路橋りょう費補助金ということで、橋りょう長寿命化修繕計画補助金638万円、社会資本整備総合交付金、道路分で5,278万円、道路局所管補助金、橋りょうということで、祝橋・石寺橋の整備事業でございますが、2億1,436万8,000円を計上させていただいております。

続いて、16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金で6,824万1,0

00円でございます。

主なものといたしまして、1節社会福祉費で4,747万2,000円、このうち国保基盤安定負担金で1,707万2,000円、障害者自立支援給付費負担金として2,537万5,000円の予算を、また、3節老人福祉費負担金ということで1,598万1,000円、これにつきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。

続いて、同款、2項府補助金、1目総務費府補助金で1,127万5,000円を計上しております。

主なものといたしまして、1節総務管理費補助金1,122万9,000円、このうち地籍調査事業府補助金で125万円、移住促進住宅整備事業費補助金で180万円、スマートワーク・イン・レジデンス事業補助金で150万円、きょうと連携交付金ということで、電算に係ります情報ネットワークの関係で567万9,000円を計上しております。

同款、同項、2目民生費府補助金、2,854万円でございます。

主なものといたしまして、1節社会福祉費補助金で2,058万7,000円、このうち老人医療給付で360万円、重度心身老人健康管理事業費補助金で283万9,000円、福祉医療給付（障害者）で333万1,000円、隣保館運営等事業費補助金で676万6,000円の予算を計上しているところでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

同款、同項、4目農林業費府補助金で3,302万8,000円の予算を計上しております。

主なものといたしまして、1節農業費補助金で2,939万円、このうち農業委員会等補助金で275万6,000円、共同製茶等省力化推進事業補助金で443万5,000円、農業次世代人材投資資金で750万円、きょうと連携交付金（和東茶を活かした新産業創出事業）で817万4,000円の予算を計上しております。

同款、3項委託金、1目総務費委託金で1,325万3,000円の予算でございます。

主なものといたしまして、1節徴税費委託金で個人府民税取扱費委託金479万1,000円、また、3節選挙費委託金で衆議院議員総選挙委託金として796万2,000円の予算を計上させていただいております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度予算額2,101万3,000円でございます。

これにつきましては、財政調整基金繰入金でございます。

同款、同項、2目減債基金繰入金、4,357万円。

これにつきましても、1節減債基金繰入金ということでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入で本年度予算額2,071万8,000円でございます。

主なものといたしまして、1節消防団員等退職報償金受入金で470万円、このうち退職報償金が450万円、また2節雑入ということで1,601万8,000円、このうちごみ袋代で399万5,000円、京都市市町村振興協会市町村等交付金で413万1,000円、体験交流センター施設使用負担金で196万8,000円が主なものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、1目地方債、3,500万円の予算額でございます。

これにつきましては、1節総務管理債ということで、過疎対策事業債（路線バス維持管理）に係る部分でございます。

同款、同項、2目民生債、予算額が2,020万円。

これにつきましては、2節児童福祉債ということで2,020万円。内訳といたし

まして、過疎対策事業債（すこやかエンジェル基金積立金）630万円、過疎対策事業債の保育園改修事業1,060万円、緊急防災・減災事業債（和東保育園耐震事業）に係る部分で330万円の計上でございます。

同款、同項、6目土木債で2億1,170万円の予算を計上させていただいております。

内訳といたしまして、1節道路橋りょう債で1億9,370万円、このうち主なもので過疎対策事業債（町道整備事業）2,000万円、過疎対策事業債（祝橋整備事業）1億610万円、過疎対策事業債（石寺橋整備事業）1,560万円、過疎対策事業債（町道撰原下島線拡幅改良事業）2,310万円、過疎対策事業債（町道舟尾八王寺線改良事業）1,500万円。

2節河川債で1,800円。この内訳につきましては、緊急自然災害防止対策事業債（河川護岸整備事業）ということで800万円、緊急浚渫推進事業債で1,000万円の予算を計上させていただいております。

同款、同項、10目臨時財政対策債、9,340万円を計上しております。

これにつきましては、1節臨時財政対策債でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから10時40分まで休憩します。

休憩（午前10時27分～午前10時40分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、説明を続けさせていただきます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ  
します。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額5,534万4,000円。

主なものといたしまして、1節報酬ということで議員報酬2,100万円、また、  
職員人件費等でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費で3億5,865万6,000円の予  
算を計上させていただいております。

主なものにつきましては、職員人件費並びに10節需用費で1,192万9,000  
円、このうち庁舎の光熱水費で661万2,000円、また、12節委託料で2,55  
6万9,000円。主なものにつきましては、定期清掃・宿日直業務委託料469万  
円、和束町例規集編集委託料280万5,000円、電算ネットワーク保守委託料6  
53万9,000円、電算仮想化基盤更新業務委託料220万円。

31ページ、32ページをお願いいたします。

17節備品購入費で1,362万4,000円、このうち総合行政情報ネットワーク  
機器ということで959万5,000円、またライセンス購入費で395万4,000  
円を計上させていただいております。

18節負担金補助及び交付金で4,077万4,000円、このうち主なものといた  
しまして、京都府町村会情報センター負担金1,874万1,000円、相楽東部広域  
連合負担金1,860万6,000円でございます。

同款、同項、2目企画費で4,217万1,000円の予算を計上させていただいて  
おります。

主なものにつきましては、1節報酬ということで、地域おこし協力隊3名の報酬7  
62万1,000円。



また、33ページ、34ページでございますが、12節委託料1,140万円、このうち地域おこし協力隊まちづくり事業委託料240万円、スマートワーク・イン・レジデンス事業委託料300万円、和東町文化的景観調査研究委託料250万円、移住・定住促進委託料250万円でございます。

また、18節負担金補助及び交付金で1,598万円。主なものといたしまして、和東町地域力推進協議会負担金で248万円、移住促進住宅整備事業補助金で540万円、地域おこし協力隊起業支援補助金で100万円、わくわく地方生活実現移住支援金で200万円、ふるさとイベント促進事業補助金で150万円の予算を計上させていただいております。

同款、同項、3目文書広報費で1,563万2,000円の予算を計上しております。

主なものといたしましては、職員人件費並びに37ページ、38ページでございますが、12節委託料で497万7,000円、このうち茶源郷行政情報配信システム保守業務委託料で362万5,000円。

また、13節使用料及び賃借料で294万5,000円。茶源郷行政情報配信システムのサーバー使用料でございます。

同款、同項、4目活性化対策費で本年度予算額1,103万7,000円でございます。

主なものといたしまして、10節需用費で448万円、このうち運動公園、体験交流センターに係ります光熱水費で420万円、12節委託料で618万7,000円、このうち和東運動公園美化事業委託料で480万円の予算を計上させていただいております。

少しページ飛びます。41ページ、42ページをお願いいたします。

同款、同項、12目交通対策費で3,836万7,000円の予算を計上させていただいております。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金で3,729万7,000円、

その内訳といたしまして、路線バス運行維持補助金で3,500万円、JR関西本線沿線地域公共交通活性化協議会負担金で213万5,000円の予算を計上させていただいているところでございます。

同款、2項徴税費、1目税務総務費で2,987万2,000円の予算を計上させていただいております。

主なものといたしまして、職員人件費並びに43ページ、44ページでございますが、18節負担金補助及び交付金ということで599万2,000円、このうち京都地方税機構負担金で584万5,000円の予算を計上させていただいております。

45ページ、46ページをお願いいたします。

同款、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費で1,220万5,000円の予算を計上させていただいております。

主なものといたしまして、職員人件費並びに13節使用料及び賃借料で133万7,000円、印刷機等のリース料で61万円、コンビニ交付利用料で72万6,000円。

また、18節負担金補助及び交付金で173万4,000円、京都府町村会情報センター負担金が79万2,000円、地方公共団体情報システム機構負担金で93万2,000円を計上しております。

同款、同項、4目戸籍電算化事業費で1,052万9,000円の予算を計上しております。

主なものといたしまして、12節委託料で497万1,000円。内訳といたしましては、戸籍システムクラウド移行委託料で171万9,000円、平成改製原附票電算化委託料で242万円、めくっていただきまして、13節使用料及び賃借料で55万8,000円、戸籍クラウド利用料でございます。

同款、4項、4目衆議院議員総選挙費で796万2,000円の予算を計上させていただいております。

主なものにつきましては、投票管理者・開票事務従事者等の報酬335万9,000円、また、需用費で139万3,000円の予算を計上しているところでございます。

49ページ、50ページをお願いいたします。

同款、同項、7目町長選挙費で727万7,000円の予算を計上させていただいております。

これにつきましても、衆議院議員選挙費と同様に、1節報酬ということで277万4,000円、投票管理者等報酬、開投票事務従事者報酬、また需用費等で86万9,000円で、あと、18節負担金補助及び交付金ということで、今回の選挙から選挙に係る公費負担というのが始まります。その関係の予算212万6,000円を計上させていただいているところでございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で2億6,277万1,000円の予算を計上しております。

主なものといたしまして、職員人件費並びに55ページ、56ページをお願いしたいんですが、18節負担金補助及び交付金ということで2,265万8,000円、このうち民生委員活動費補助金が179万3,000円、社協職員設置補助金で1,812万円、地域健康福祉活動推進事業補助金として170万円でございます。

19節扶助費では1億2,562万円を。内訳といたしまして、福祉医療（障害者）で690万円、重度心身障害老人健康管理で564万円、障害者自立支援で1億60万円、めくっていただきまして、27節繰出金ということで、国保基盤安定等繰出金4,013万6,000円を計上させていただいているところでございます。

同款、同項、3目老人福祉費で2億2,917万3,000円の予算を計上しております。

主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金で7,356万円、このう

ち後期高齢者療養給付費負担金が6,810万4,000円、山城病院組合負担金（介護老人保健施設事業）に係る分で418万8,000円、おめくりいただきまして、19節扶助費で1,089万6,000円、このうち老人医療で540万円、老人福祉施設措置費で540万円を計上しております。

また、27節繰出金で1億3,757万円。内訳といたしまして、介護保険事業勘定繰出金1億670万円、介護保険サービス事業勘定繰出金354万円、後期高齢者医療特別会計繰出金2,733万円を計上させていただいております。

同款、同項、6目人権ふれあいセンター費で2,047万2,000円の予算を計上しております。

主な支出といたしまして、職員人件費でございます。

63ページ、64ページをお願いいたします。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で5,725万5,000円の予算を計上しております。

主なものといたしまして、職員人件費、65ページ、66ページでございますが、19節扶助費で4,098万円。内訳といたしまして、子育て支援医療京都府分で264万円、子育て支援医療町単分で630万円、児童手当で3,024万円を計上しております。

また、24節積立金で630万1,000円を。これにつきましては、すこやかエンジェル基金の積立金でございます。

同款、同項、3目保育所費で1億585万1,000円の予算を計上しております。

主なものといたしまして、職員人件費、67ページ、68ページでございますが、需用費で1,246万1,000円、主なものが光熱水費で327万4,000円、賄材料費で678万円。

また、12節委託料で1,661万1,000円、主なものが和東保育園耐震補強及び改修工事設計業務委託料1,397万9,000円を計上させていただいております。

69ページ、70ページをお願いいたします。

同款、同項、4目いきいきいきいきこども館費で938万5,000円。

主なものにつきましては、1節報酬ということで、会計年度任用職員に係ります報酬等でございます。

71ページ、72ページをお願いいたします。

同款、同項、5目放課後児童対策費で825万円。

主なものといたしまして、これにつきましても1節報酬ということで、会計年度任用職員に係ります報酬等でございます。

同款、同項、6目子育て支援事業費1,327万6,000円を計上させていただいております。

これにつきましても、子育て支援センターに係ります職員人件費が主な支出となっておりますところでございます。

73ページ、74ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で7,871万7,000円。

主なものといたしまして、職員人件費並びに18節負担金補助及び交付金で3,245万8,000円、このうち山城病院組合負担金で3,050万8,000円、相楽郡広域事務組合分担金（休日応急診療所）分で193万2,000円の予算を計上させていただいております。

また、27節繰出金で3,531万円を。これにつきましては、国保直診勘定の繰出金でございます。

次に、同款、同項の2目予防費で2,787万8,000円の予算を計上しております。

主なものにつきましては、7節報償費ということで654万3,000円、このうち4月から接種開始予定の新型コロナウイルスワクチンの接種等の医師・看護師に係る謝金で621万8,000円。

また、75ページ、76ページでございますが、12節委託料で1,871万8,000円、がん診査等健診委託料が823万円、予防接種等委託料で850万円、コロナワクチン接種委託料で131万7,000円が主なものでございます。

続いて、77ページ、78ページをお願いいたします。

同款、同項、4目環境衛生費で2億2,053万5,000円の予算を計上させていただきます。

主なものといたしまして、27節繰出金2億1,758万円、このうち下水道事業特別会計繰出金で1億5,047万9,000円、簡易水道事業特別会計繰出金で6,710万1,000円。

同款、同項、5目共同浴場費で1,315万9,000円の予算を計上しております。

主なものにつきましては、10節需用費721万5,000円、このうち燃料費で310万5,000円、光熱水費で346万円、12節委託料ということで560万6,000円、共同浴場管理業務委託料513万7,000円が主なものでございます。

同款、2項清掃費、1目じん芥処理費で1億2,767万1,000円の予算を計上しております。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金で1億2,667万7,000円。これにつきましては、相楽東部広域連合負担金となっているところでございます。

同款、同項、2目し尿処理費で3,423万5,000円の予算を計上しております。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで3,388万1,000円、相楽郡広域事務組合分担金2,067万6,000円、同じく、相楽郡広域事務組合負担金（し尿券）分ということで921万8,000円の予算を計上しているところでございます。

81ページ、82ページをお願いします。

5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費で3,696万9,000円の予算を計

上しております。

主なものにつきましては、職員人件費でございます。

同款、同項、3目農業振興費で3,167万9,000円。

主なものにつきましては、12節委託料1,634万8,000円、和東茶を活かした新産業創出事業委託料。

また、18節負担金補助及び交付金で1,454万6,000円。内訳につきましては、中山間地域等直接支払補助金で373万円、環境保全型農業直接支払交付金で170万4,000円、農業次世代人材投資資金給付事業負担金で750万円の予算を計上しているところでございます。

同款、同項、4目茶業振興費で1,075万6,000円でございます。

主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金で1,031万9,000円、このうち出品茶推進委員会補助金が200万円、地域ブランド育成支援事業補助金で150万円、茶園環境改善事業補助金で176万円、共同製茶等省力化推進事業補助金で487万9,000円を計上させていただいております。

87ページ、88ページをお願いいたします。

同款、2項林業費、2目林業振興費で1,793万2,000円の予算を計上しております。

主なものといたしまして、12節委託料1,070万1,000円、このうち松くい虫防除委託料が212万6,000円、森林経営管理事業業務委託料202万円、豊かな森を育てる府民税交付金事業委託料で202万2,000円を計上させていただいております。

また、24節積立金ということで568万1,000円を。これにつきましては、豊かな森を育てる基金積立金ということで計上しております。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で1,082万5,000円を計上させていただいております。

主なものといたしましては、89ページ、90ページでございますが、18節負担金補助及び交付金で1,065万2,000円、このうち相楽郡広域事務組合分担金、相楽消費生活センターに係る部分でございますが、176万2,000円、商工会助成金で500万円、和東町雇用促進協議会負担金で369万円を計上させていただいております。

同款、同項、2目観光費で本年度予算額3,099万円を計上しております。

主なものといたしまして、12節委託料2,180万2,000円、このうちマウンテンバイク推進事業委託料が551万1,000円、観光案内所管理運営委託料で449万6,000円、マウンテンバイクランド指定管理委託料で335万2,000円、グリーンスローモビリティ運行対応委託料で114万3,000円、農・観連携コミュニティ創生事業委託料で700万円を計上させていただいております。

また、18節負担金補助及び交付金で482万円、この内訳といたしまして、お茶の京都DMO負担金151万円、ワールドマスターズゲームズ和東町実行委員会負担金114万円が主なものでございます。

91ページ、92ページでございますが、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で4,496万4,000円の本年度予算額でございます。

これにつきましては、主なものにつきましては、職員人件費となっているところがございます。

93ページ、94ページでございますが、同款、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で4億6,871万9,000円の予算を計上させていただいております。

主なものといたしまして、12節委託料8,400万円、橋りょう点検調査業務委託料で1,100万円、祝橋・石寺橋に係ります測量設計業務委託料で7,300万円。

95ページ、96ページでございますが、14節工事請負費で3億1,300万円、これにつきましては、祝橋・石寺橋、また町道整備事業等の工事請負費でございます。

21節補償補填及び賠償金で7,100万円。これにつきましては、祝橋の整備事



業、また舟尾八王子線の事業に係る補償金でございます。

同款、3項河川費、1目河川総務費で1,008万5,000円の予算を計上しております。

主なものといたしまして、12節委託料で200万円、測量設計業務委託料、また、14節工事請負費で800万円でございます。

同款、同項、2目河川改修費で805万円の予算を計上していただきまして、主なものにつきましては、14節工事請負費800万円でございます。

続きまして、97ページ、98ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費で1億4,888万4,000円の予算を計上させていただいております。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、1億4,887万4,000円を。相楽中部消防組合負担金でございます。

また、同款、同項、2目非常備消防費で3,016万6,000円の予算を計上しております。

主な支出といたしまして、1節報酬ということで474万7,000円、消防団員の報酬で470万1,000円、また、7節報償費で483万5,000円、このうち退職報償金が450万円、また、めくっていただきまして、17節備品購入費で635万円、これにつきましては、小型動力ポンプ付き積載軽自動車の購入ということで600万円でございます。

また、18節負担金補助及び交付金で833万6,000円、このうち公務災害補償等共済掛金で585万8,000円、消防団運営経費補助金で219万7,000円を計上させていただいているところでございます。

続いて、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費で2億486万7,000円の予算を計上いたしております。

これにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連

合負担金でございます。

101ページ、102ページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額が3億4,990万円でございます。

22節償還金利子及び割引料ということで同額でございますして、町債償還元金でございます。

また、同款、同項、2目利子ということで1,066万4,000円。

これにつきましても、22節償還金利子及び割引料ということで、内訳といたしまして、町債償還利子で1,016万4,000円、一時借入金利子で50万円の予算を計上させていただいているところでございます。

105ページ、108ページにつきましては給与費明細となっておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、109ページをお願いいたします。

債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、限度額、令和2年度末までの支出（見込）額、期間、金額、令和3年度以降の支出予定額、期間、金額の順に説明をさせていただきます。

祝橋整備事業、限度額5,000万円でございます。令和2年度末までの支出額につきましてはございません。令和3年度以降の支出予定額でございますが、令和3年度から令和4年度までということで5,000万円を予定しております。

また、戸籍システムクラウド化事業につきましては限度額が3,596万5,000円、令和元年度から令和2年度までの支出額が744万1,000円、令和3年度から令和6年度まで2,852万4,000円の支出を予定しているところでございます。

続きまして、110ページでございます。

地方債の令和元年度末における現在高並びに令和2年度末及び令和3年度末におけ

る現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、令和元年度末現在高、令和２年度末現在高見込額、令和３年度中増減見込、令和３年度中起債見込額、令和３年度中元金償還見込額、令和３年度末現在高見込額の順に説明をいたします。

区分、まず、１．普通債でございます。２２億９,８６９万４,０００円、２３億８,８１８万６,０００円、２億７,５５０万円、２億３,８３２万３,０００円、２４億２,５３６万３,０００円。

続きまして、２の災害復旧債でございます。１億３,５８７万４,０００円、１億３,３７５万６,０００円、５６０万円、２,１２１万円、１億１,８１４万６,０００円。

３．その他でございます。１１億２,１５４万５,０００円、１１億１,０６万７,０００円、９,３４０万円、９,０３６万７,０００円、１１億４,１０万円。

合計でございます。令和元年度末現在高が３５億５,６１１万３,０００円、３６億２,３００万９,０００円、３億７,４５０万円、３億４,９９０万円、令和３年度末現在高見込額が３６億４,７６０万９,０００円でございます。

続きまして、議案第２号 和束町湯船財産区特別会計予算につきまして説明を続けさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第２号

#### 令和３年度和束町湯船財産区特別会計予算

令和３年度和束町湯船財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４８０万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和３年３月３日提出

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算の歳入でございます。

款、金額の順に説明を申し上げます。

1 款財産収入、1,000 円。

3 款繰入金、405 万円。

4 款繰越金、50 万円。

5 款諸収入、24 万 9,000 円。

歳入合計、480 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款管理会費、14 万 8,000 円。

2 款総務費、44 万 2,000 円。

4 款予備費、20 万円。

歳出合計につきましては、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計予算 No. 2 により説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページまでにつきましては、総括ということで議案書と重複しますので省略をさせていただきます、5 ページ、6 ページから説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度予算額 405 万円でございます。

1 節財政調整基金からの繰入れでございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で、本年度予算額 50 万円でございます。

1 節の前年度繰越金でございます。

続いて、7ページ、8ページをお願いいたします。

次に、湯船財産区の歳出でございます。

1款管理会費、1項管理会費、1目管理会費で本年度予算14万8,000円ということで、主なものにつきましては、報酬、また交際費等でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、本年度予算額が354万2,000円。

主なものにつきましては、職員人件費となっているところでございます。

同款、同項、2目財産管理費で91万円の予算を計上しております。

主なものにつきましては、12節委託料ということで53万6,000円、山林保育委託料でございます。

11ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、またお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

私のほうからの説明は以上とさせていただきます。

ほかの特別会計につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第3号

令和3年度和束町国民健康保険特別会計予算

令和3年度和束町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,020万円、  
直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億70万円と  
定める。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと  
の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高  
額は、事業勘定及び直営診療施設勘定それぞれ5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費  
の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款  
内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月3日提出

和東町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入歳出それぞれ款及び金額の説明とさせていただきます。

1 款国民健康保険税、9,823万6,000円。

2 款使用料及び手数料、10万円。

4 款府支出金、4億6,503万8,000円。

5 款財産収入、1,000円。

6 款繰入金、4,642万円。

7 款繰越金、1,000円。

8 款諸収入、40万4,000円。

歳入合計、6億1,020万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、303万5,000円。

2 款保険給付費、4億4,222万5,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1億4,753万2,000円。

4 款共同事業拠出金、1,000円。

6 款保健事業費、1,196万5,000円。

7 款基金積立金、1,000円。

めくっていただきまして、8 款公債費、3万円。

9 款諸支出金、41万1,000円。

10 款予備費、500万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.3 予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

1 ページから4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

また、説明は主なもののみとさせていただきます。

では、5 ページ、6 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額9,823万3,000円でございます。

主なものといたしまして、1 節医療給付費分現年課税分5,728万円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分として2,283万8,000円、3 節介護納付金分現年課税分として966万5,000円でございます。

なお、国民健康保険税の現年課税分につきましては、冒頭、副町長からの説明にもございましたように、税率改正を予定しておりまして、本会議2日目のほうに国民健康保険税条例の一部改正を提案させていただく予定をしております。今回の見積額に

つきましては、改正後の税率を見込んで見積りをさせていただいております。

続きまして、4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金4億6,503万8,000円。

内訳といたしましては、1節普通交付金4億3,781万円、2節特別交付金で2,722万8,000円でございます。

続きまして、6款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で628万4,000円を計上しております。

1節財政調整基金繰入金でございます。

同款、2項一般会計繰入金、1目保険基盤安定繰入金、保険税軽減分で1,859万7,000円、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減）分でございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページでございます。

同款、同項、2目保険基盤安定繰入金、保険者支援分として1,250万円、1節保険基盤安定繰入金、保険者支援分でございます。

続きまして、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

歳出につきましても、主なものみとさせていただきます。

まず、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、3億7,369万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、6,000万円でございます。18節負担金補助及び交付金でございます。

続きまして、同款、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金168万円、18節負担金補助及び交付金でございます。なお、168万円につきましては4件分でございます。

続きまして、めくっていただきまして、13ページ、14ページをお願いいたしま



す。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分、9,543 万 8,000 円を計上させていただいております。18 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分で 3,709 万 9,000 円を本年度予算としております。18 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、1,497 万 3,000 円でございます。18 節負担金補助及び交付金でございます。

めくっていただきまして、15 ページ、16 ページをお願いいたします。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費 744 万 7,000 円を本年度予算計上しております。

主なものといたしましては、12 節委託料として 653 万 7,000 円、そのうち人間ドック検査委託料として 576 万 9,000 円、特定健康診査委託料、これはがん検診と同時実施分でございますが、76 万 8,000 円でございます。

同款、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、433 万 8,000 円、本年度予算として計上しております。

主なものは 12 節委託料で、394 万 8,000 円、特定健康診査委託料でございます。

19 ページ以降につきましては、給与費明細書をつけておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、令和 3 年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の説明とさせていただきます。

なお、直営診療施設勘定につきましては診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

それでは、私の方からは、令和3年度和東町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）について説明させていただきます。

議案書のほうにお戻りください。

かがみから2枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算、1. 歳入でございます。

款、金額の順に説明させていただきます。

1 款診療収入、5,676万円。

2 款使用料及び手数料、37万円。

5 款繰越金、80万円。

6 款繰入金、3,531万円。

7 款財産収入、1,000円。

8 款諸収入、745万9,000円。

歳入合計は、1億70万円でございます。

ページをおめくりください。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、7,133万1,000円。

2 款医業費、2,910万6,000円。

3 款公債費、1万3,000円。

5 款予備費、20万円でございます。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

次に、予算に関する説明書No.3でもって説明させていただきます。

1 ページから4 ページにつきましては議案書と重複いたしますので、省略させてい

たきます。

5 ページをご覧ください。

歳入につきまして説明させていただきます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入、本年度は1,100 万円を計上させていただいております。

1 節現年度分でございます。

同款、同項、4 目一部負担金収入、本年度につきましては850 万円を計上させていただいております。

同款、同項、7 目後期高齢者保険医療診療報酬収入、3,040 万円を計上させていただいております。

次に、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、3,531 万円を計上させていただいております。

8 款諸収入、2 項受託収入、1 目検診等受託収入、717 万8,000 円でございます。

ページをおめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをご覧ください。

3. 歳出でございます。

主なものの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度は7,116 万9,000 円を計上させていただいております。

内容につきましては、1 節報酬924 万8,000 円、これにつきましては、会計年度任用職員の報酬でございます。

2 節給料、3 節職員手当等、人件費に係るものでございます。

10 節需用費215 万3,000 円、12 節委託料278 万9,000 円を計上させていただいております。

ページをおめくりください。

2 款医業費、1 項医業費、3 目医薬品衛生材料費でございます。本年度につきましては、2,492 万 2,000 円を計上させていただいております。

内容につきましては、10 節需用費、医薬材料費でございます。

13 ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第 4 号 令和 3 年度和束町簡易水道特別会計予算についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第 4 号

#### 令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計予算

令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 9,760 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」に

よる。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

令和3年3月3日提出

和東町長 堀 忠 雄

おめくりください。

第1表 歳入歳出予算です。

予算同様、款、金額のみで説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、7,799万8,000円。

2 款分担金及び負担金、1,672万6,000円。

3 款国庫支出金、266万7,000円。

5 款財産収入、1,000円。

6 款繰入金、7,810万1,000円。

7 款繰越金、100万円。

8 款諸収入、600万7,000円。

9 款町債、1,510万円。

歳入合計、1億9,760万円です。

2. 歳出

1 款総務費、7,842万8,000円。

2 款施設費、1,600万円。

3 款公債費、1億217万1,000円。

4 款基金積立金、1,000円。

6 款予備費、100万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

## 第2表 債務負担行為

地方公営企業法適用支援事業、期間として令和3年度から令和5年度まで、限度額1,680万3,000円。

## 第3表 地方債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

資本費平準化債、700万円、証書借入れ又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

公営企業会計適用債、810万円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

計1,510万円でございます。

それでは、予算に関する説明書No.4につきまして説明させていただきます。

同様、1ページから4ページにつきましては総括となっておりますので、5ページ、6ページをお開きください。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料でございます。現年として7,651万6,000円。

2款分担金及び負担金、1項分担金、1目施設費分担金、1,672万6,000円。

主なものとしまして、工事分担金として1,600万円を受け入れます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金としまして6,710万1,000円。

1 枚めくっていただきまして、9 款町債、1 項町債、1 目簡易水道事業債、1,510 万円。資本費平準化債として700 万円、公営企業会計適用債として810 万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらにも主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 0 節需用費の1,518 万2,000 円、主なものとして光熱水費で607 万2,000 円、修繕費で660 万円、1 1 節役務費384 万4,000 円、主なものとして、通信運搬費として294 万9,000 円。おめくりいただきまして、浄水場ろ過池砂入替業務委託料1,500 万円、水道施設台帳システム構築業務委託料900 万円、地方公営企業法適用支援（固定資産台帳整備）業務委託料として814 万円。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費でございます。主なものとして、1 4 節工事請負費1,300 万円、主なものとして、舟尾八王子線改良工事に伴う水道管布設の工事費800 万円、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う水道管布設替工事500 万円。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、償還金としまして8,535 万3,000 円。

おめくりいただきまして、2 目利子でございます。利子としまして1,681 万8,000 円、2 2 節償還金利子及び割引料でございます。利子として1,608 万8,000 円でございます。

次のページ15 ページ、16 ページ、17 ページ、18 ページについては給与費明細になっておりますので、飛ばさせていただきます。後ほどお目通しをよろしく願います。

19 ページでございます。

債務負担行為で令和4 年度以降にわたるものについての令和2 年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和3 年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項としまして、地方公営企業法適用支援事業、限度額として1,680 万3,000

0円、令和2年度末までの支出はございません。令和3年度以降の支出予定でございますが、令和3年度から令和5年度まで1,680万3,000円、内訳としましては0、地方債として1,680万円、一般財源で3,000円となっております。

次のページ20ページでございます。

町債の令和元年度末における現在残高並びに令和2年度末及び令和3年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分：簡易水道整備事業債、令和元年末現在高でございます。14億8,980万3,000円、令和2年度末現在高の見込みでございます。15億9,110万1,000円、令和3年度中増額見込みでございます。令和3年度中起債見込額については1,510万円、令和3年度中元金償還見込額は8,535万3,000円、令和3年度末現在高見込額については15億2,084万8,000円でございます。

以上、簡易水道事業特別会計の予算説明とさせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時42分～午後1時30分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、午前中に引き続き、説明を続けたいと思います。

議案書をお開きください。

議案第5号の説明を行わせていただきます。

議案第5号

令和3年度和束町下水道事業特別会計予算



令和3年度和東町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,240万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負相する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和3年3月3日提出

和東町長 堀 忠 雄

おめくりください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入から読み上げます。

1 款分担金及び負担金、3,610万円。

2 款使用料及び手数料、3,011万7,000円。

3 款国庫支出金、550万円。

5 款繰入金、1億5,047万9,000円。

6 款繰越金、200万円。

7 款諸収入、4,000 円。

8 款町債、5,820 万円。

歳入合計、2 億 8,240 万円。

歳出でございます。

1 款総務費、3,427 万 3,000 円。

2 款管理費、7,825 万 7,000 円。

4 款公債費、1 億 6,937 万円。

5 款予備費、50 万円。

歳出合計につきましては、歳入と同額となっております。

おめくりください。

## 第 2 表 債務負担行為

事項：地方公営企業法適用支援事業、期間：令和 3 年度から令和 5 年度まで、限度額 1,974 万 5,000 円。

## 第 3 表 地方債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について読み上げさせていただきます。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、3,200 万円、証書借入又は証券発行、年 5% 以内（ただし、利率見直し方法で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

下水道事業（資本費平準化債）、4,830 万円、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございます。

下水道事業（公営企業会計適用債）、670 万円、こちらも起債の方法、利率、償

還の方法は同様でございます。

計 5,820 万円。

それでは、資料 No. 5 に基づきまして、主な歳入歳出についての説明をさせていただきます。

4 ページまでは総括となりますので、省略させていただきます。

まず、歳入でございます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金、5 節工事費分担金、工事費として 3,500 万円でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、1 節の現年度の現年度の下水道使用料は 2,987 万 6,000 円。

飛ばさせていただきます、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金、550 万円。主なものとして、社会資本整備交付金 550 万円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。一般会計繰入金として 1 億 5,047 万 9,000 円です。

おめくりいただきまして、8 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債、5,820 万円。主なものとしまして、1 節特定環境保全公共下水道事業債として特定環境保全公共下水道事業債 320 万円、資本費平準化債 4,830 万円、公営企業会計適用債 670 万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらも主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。1 2 節委託料、下水道事業 1,891 万 9,000 円、主なものとしまして、下水道事業ストックマネジメント設計業務委託料 1,200 万円、地方公営企業法適用支援（固定資産台帳整備）業務委託料 675 万 4,000 円。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費、3,436 万 9,000 円。主なものとして、10 節光熱水費 384 万円、おめくりいただきまして、処理場運転管理委託料として 2,204 万 4,000 円。

同款、同項、2 目管渠管理費、4,388 万 8,000 円。主なものとして、10 節需用費、光熱水費で 233 万 6,000 円、14 節工事請負費で鷺峰山線祝橋架替工事に伴う下水道設備等工事 3,300 万円。

4 款公債費、1 項公債費、1 目元金として 22 節償還金利子及び割引料として 1 億 4,488 万 9,000 円、そのうち償還金として 1 億 4,488 万 9,000 円。

同目の 22 節償還金利子及び割引料として 2,448 万 1,000 円でございます。

4 ページ飛ばさせていただきます、17 ページをお開きください。

債務負担行為で令和 4 年度以降にわたるものについての令和 2 年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和 3 年度以降の支出予定額等に関する調書。

事項：地方公営企業法適用支援事業、限度額として 1,974 万 5,000 円、令和 2 年度までの支出額はございません。令和 3 年度以降の支出予定額でございます。期間として令和 3 年度から令和 5 年度まで 1,974 万 5,000 円、財源の内訳としましては地方債ということで 1,970 万円、一般財源 4 万 5,000 円でございます。

町債の令和元年度末における現在高並びに令和 2 年度末及び令和 3 年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分：下水道事業債、令和元年度末現在高 17 億 5,660 万 1,000 円、令和 2 年度末現在高見込額 16 億 7,623 万 9,000 円、令和 3 年度中増減見込み、令和 3 年度中起債見込額 5,820 万円、令和 3 年度中元金償還見込額 1 億 4,488 万 9,000 円、令和 3 年度末現在高見込額 15 億 8,955 万円、計も同様でございます。

以上、下水道特別会計の令和 3 年度予算の説明とさせていただきます。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第6号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第6号

令和3年度和束町介護保険特別会計予算

令和3年度和束町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,110万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ690万円と定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による保険事業勘定の一時的借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月3日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入歳出両方とも、款、金額の説明をさせていただきます。

1 歳入。

1 款保険料、1 億 4,191 万 8,000 円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 6,759 万 9,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 8,697 万円。

5 款府支出金、1 億 790 万 4,000 円。

6 款財産収入、1,000 円。

7 款繰入金、1 億 670 万 1,000 円。

8 款諸収入、5,000 円。

9 款繰越金、1,000 円。

歳入合計、7 億 1,110 万円。

2. 歳出でございます。

1 款総務費、702 万 5,000 円。

2 款保険給付費、6 億 6,967 万円。

4 款地域支援事業費、3,322 万 5,000 円。

5 款基金積立金、1,000 円。

6 款公債費、5 万円。

7 款諸支出金、72 万円。

8 款予備費、40 万 9,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 6 予算に関する説明書、令和 3 年度和束町介護保険特別会計（保険事業勘定）の説明をさせていただきます。

1 ページから 4 ページまでは議案書と重複いたしますので、5 ページ、6 ページのほうをお開きください。

まず、歳入から説明させていただきます。

主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 億 4,191 万 8,000 円、1 節現年度分特別徴収保険料で 1 億 3,553 万 5,000 円、2 節現年度分普通徴収保険料で 613 万 3,000 円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 億 1,455 万 9,000 円、1 節現年度の負担金でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、1 億 8,080 万 6,000 円、1 節現年度分の交付金でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、1 億 307 万 7,000 円、1 節現年度分の負担金でございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、8,370 万 6,000 円、1 節介護給付費の現年度分の繰入れとなっております。

同款、同項、6 目低所得者保険料軽減事業繰入金、1,074 万 1,000 円、1 節低所得者保険料軽減事業繰入金ということで 1,074 万 1,000 円の計上をさせていただいております。

続きまして、おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきましては、もう 1 ページおめくりいただきまして、11 ページのほうをよろしくをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、2 億 1,800 万円、18 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、3 億 3,800 万円、18 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、9 目居宅介護サービス計画給付費、2,500 万円、18 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

同款、2項介護予防サービス等諸経費、1目介護予防サービス給付費、780万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

同款、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、1,900万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

同款、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、4,645万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、17ページ、18ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、1,200万円、18節負担金補助及び交付金でございます。

1枚おめくりいただきまして、19ページ、20ページをお願いいたします。

同款、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、494万円。主なものといたしましては、12節委託料で492万円計上させていただいております。

同款、3項包括的支援事業・任意事業費、2目総合相談事業費、671万9,000円。主なものといたしまして、1節報酬ということで会計年度任用職員の報酬、また、人件費が主なものとなっております。

25ページ以降につきましては給与費明細となっておりますので、後ほどお目通しよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書のほうにお戻りいただきまして、サービス事業勘定の説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算。

これにつきましても、款と金額の説明をさせていただきます。

歳入。

1款サービス収入、336万円。

2款繰入金、354万円。



歳入合計、690万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、567万円。

2 款事業費、97万8,000円。

3 款予備費、25万2,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして同じく、資料No.6の予算に関する説明書 令和3年度和束町介護保険特別会計（サービス事業勘定）をよろしくお願いたします。

1 ページから4 ページまでは総括でございますので、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入、336万円、1 節居宅支援サービス計画費収入でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、354万円、1 節一般会計からの繰入れでございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらについても主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、567万円、これにつきましては、1 節報酬ということで会計年度任用職員の報酬、また職員人件費となっております。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、97万8,000円、1 2 節委託料となっております。これにつきましては、介護予防計画の委託料でございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、25万2,000円。

9 ページ以降につきましては給与費明細を載せておりますので、また後ほどお目通

しのほうをよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第7号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第7号

#### 令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,750万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月3日提出

和束町長 堀 忠 雄

おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入歳出それぞれ款、金額の説明とさせていただきます。

1 款保険料、4,718万4,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円。

3 款繰入金、2,733万円。

4 款繰越金、28万6,000円。

5 款諸収入、269万円。

歳入合計、7,750万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、58万6,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、7,113万9,000円。

3 款保健事業費、525万6,000円。

4 款諸支出金、20万1,000円。

5 款予備費、31万8,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.7 予算に関する説明書により説明させていただきます。

1 ページから4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

また、説明につきましては主なもののみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、5 ページ、6 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、2,872万2,000円、1 節現年度分でございます。

2 目普通徴収保険料、1,846万2,000円。内訳といたしまして、1 節現年度分として1,836万2,000円、2 節滞納繰越分として10万円でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2,733万円。内訳といたしまして、1 節事務費繰入金として602万1,000円、2 節保険基盤安定繰入金として2,130万9,000円でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、7,113万9,000円、18 節負担金補助及び交付金でございます。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費、5 2 5 万 6 , 0 0 0 円。内訳の主なものといたしましては、1 2 節委託料として 4 9 7 万 1 , 0 0 0 円、健康診査の委託料でございます、

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

以上で、各課長による令和 3 年度予算についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑につきましては、最初にページ数と項目を述べてから質問をいただきたいと思ひます。

それでは、質疑を行います。

8 番、岡本委員。

○8 番（岡本正意君）

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、個別のことに入る前に、一定、全体的な話として少しだけお尋ねしたいと思ひます。

町長も言われてますように、この令和 3 年度以降ですね、いわゆる和東にしてみたら大型の公共事業というものを、今後、保育園の耐震であるとか、それから祝橋や石寺橋の架け替えの問題、そして総合保健福祉施設等の整備というものが今後予定をされています。そういう中で、どういう視点が大事かということで、2 点ほどまず伺いたいと思ひます。

一つは、やはり町職員の方のいわゆるコンプライアンスと言われているものの確保や向上という問題です。

といいますのは、昨年、お隣の宇治田原町におきまして、いわゆる公共事業をめぐって幹部職員の方と業者との贈収賄事件がありました。それも学校統合であるとか保育園の改修であるとか、大型の公共事業にまつわって起こった事件と言われております。それから、数年前には精華町でも入札をめぐった事件がありましたし、京都府内

でもこの間もいろいろと報道もされております。

そしてまた、今、国のほうでは、御存じのように総務省のほうで違法接待の疑惑というものも議論されているわけですが、こういった大きなお金が動くときに多くの業者の方は真面目に仕事をされているというふうに思いますし、また職員の方もそうだと思いますけども、やはり現実にもそういったことも周りで起こっている中で、今後そういうところでしっかりとしたコンプライアンスを確保していただきたいと思っております。

これは副町長にお聞きしたいんですけども、そういったものを確保していく上でのいわゆる取組であるとか、また、そのお考えについてまずお聞きしたいと思います。

副町長をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

まず、職員のコンプライアンスということご質問がございました。どこの町村も設けているんですけど、当然、倫理規定を和東町も設けております。それに基づきまして、まず公務員としての立場、考え方というのはしっかりと職員として持っていたくということは大変だろうと思っております。

それと、あと、今、近隣町村で起きました入札関係の事件ですけども、これにつきましても、やはり職員を基本的に守るという立場で一定の情報公開は必ず行っております。

それと、あと、南丹市でしたかね、予定価格の関係で出ておりましたけれども、こういった予定価格についても、これはまず町長が最終決められて、きちっとそういったルールを守っていくというのが大切だと考えております。

いずれにしても、地方公務員としての立場がございしますので、地公法に基づく

職員としての在り方はきちっとやっていかなければならないと思っておりますので、日頃からコンプライアンスを高めていくということは当然のことだと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

そういった重要な事業が今後続くということですので、それを支えているのがやはり町職員の方のコンプライアンスというのが大変土台になっていると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、これは町長にお聞きしておきたいんですけども、一方で、こういった大きな事業が地域で今後行われていくといいますと、やはり地元の業者さんの育成であるとか、また、地域経済への循環型のそういったお金が回っていくような意味ではですね、大変そういう機会にもなるというふうに思いますし、そうしなければならないというふうにも思っております。そういった点で、こういった大きな事業を今後されるという状況の中で、こういう地域経済に好影響を与えていくという意味での町長のお考えを伺いたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員のご質問がありましたように、こういったものは町内の経済、地域の経済と、いろんな原材料も含めて大きな影響を与えるというのは当然だということに思っております。

私どものこの工事についてはですね、一般公開というのをほとんど取っておるんですが、その条件の中でやっぱり地元を大事にしていこうということで、本社だとか事

務所だとか、今、言われるように、そういうことも一つの規定に入る場合もあります。しかし、技術でできない場合があります。そのときに広くやっていかなきゃならない。そういう技術を置いて公開をしていかなきゃならない、募集していかなきゃならない。

もう一つは、限度額になりますが、そういったときはやっぱりジョイント方式を取り入れていくと。そういういろんな方法を取りながら適切な入札といいますか処理をし、そして、今、岡本委員が言われますように、やっぱり地域の経済にも与える影響というも十分ありますので、そういったことも考えながら処理しているというのが実情でありますので、こういったことは大事にしていきたいと、このように思っております。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

いわゆるそれを請け負う土木の業者さんだけではなくて、そこに多くの方が働いておられるという状況の中でいえば、地域の飲食業も含めて、そういうところにお金が落ちていくような、そういうようなことも意識した中で事業のほうをぜひ今後進めていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それで、令和3年度の予算というのは、いわゆる町長選挙が控える中で、基本的な骨格予算とも言われておりますけれども、やはり待ったなしの課題というのものもある中で、何を柱にしていくかということが大変大事だと思っております。私は、やはりその中でも二つ特に柱になると思っているのが、喫緊の問題でいえば、新型コロナウイルスの感染拡大に対する対応というのが引き続き大事になってまいります。もう一つは、私は定住対策というものを本腰を入れてやっていくふうにしていかなくちゃいけないと思うんです。

それで、ある資料がありまして、これはそういうグラフなんですけど、2001年から昨年の2020年までの人口の推移なんです。ちょうど町長が就任されてずっ

と20年ぐらいのことになっているんですけども、残念ながら、人口についていえば、当初、就任されたときは多分5,800人ぐらいだったんですかね、この20年で残念ながら3,700人ぐらいまで落ちてきているという点では、この間で2,000人ぐらいの人口が失われてきたということがあります。

あと、出生数についても、2001年あたりは30人台が続いていたんですけども、だんだん20人台になってきて、この間は10人台の前半ということに、いろいろ子育て支援等、それはそれで頑張っていた一方で、なかなかこういうところに現れてきてないという状況があります。

一方で、この間は交流人口の増に大変力を入れてこられたということもあるんですけども、そこが定住のほうに十分つながっていないという問題があるのと、それから、定住そのものを推し進めていく対策がなかなか十分でなかったというふうに考えております。そこを柱に、ぜひ、今日と明日議論もしていきたいと思うんですけども、まず、新型コロナウイルスの感染対策という点で伺いたいと思うんですが、ページでいますと一般会計の74ページあたりのワクチンの関係の予算が出ております。これに関連して幾つかお聞きしたいんですけども、ワクチンの問題は先日の専決等でも一定予算化されまして、今後の見通しについても一定示されておりますので、そこと重ならないところで幾つかお聞きしたいと思います。

この間、いわゆる今後、高齢者の接種を4月から始まるであろうと思っておりますけども、基本的に、この予約相談体制についてはコールセンターを基本にするというふうに聞いております。これはこれでいいんですけども、やはり今、テレビ報道でもありますように、なかなか電話だけでは予約がしにくい、また、相談しにくいといった方も、やはり高齢者ですから多くおられるというふうに思います。なかなか耳が聞こえにくいとか、いろんな意味で対応が必要な方もいると思うんですけども、この電話を基本にしつつも、例えば、ファックスであるとか、メールであるとか、いろんな今、方法がありますから、そういったことも含めた住民の方の状況に応じた方法とい



うのも今後必要かと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

確かに、今の岡本委員のご質問のとおり、先発として高齢者接種をさせていただく。現在準備させていただいておりますのが、コールセンターでの予約による接種を考慮しておるところではございますが、今のご質問にもありましたとおり、確かに、電話をかけにくい方、また電話で相談しにくい方、耳の調子が悪い、遠い方とか、声の出にくい方等々もいらっしゃると思いますので、それにつきましては、接種の予約が始まるまでに一定の対応を考えていこうかなと、今、協議しているところでございます。

ただ、高齢者でございますので、今、案としてご提示いただいていたメールなり、ファックスなりという方法もちょっと難しいのかなというような思いもしておるところでございますので、例えば、介護サービスとか使っておられて、ヘルパーさんなり何なり行かれています、もしくは事業所さんとか行かれていますとかいうことであれば、そういうところからのお声かけなりご相談なりというようなことも考えておるところでございます。これにつきましては、接種が始まるまでにもうちょっと何とか対応できるようなことを考えていきたいと思って、今、検討しているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

こういう手の届くといいますかね、手のひらに乗る自治体としては、やはりきめ細かい対応の中で、接種を希望されている方が十分希望に沿うような形でできるようにぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、いわゆる今、報道等でも少しずつ出ておりますけども、いわゆる副反応等の情報というものが多くの方が気にしておられるというふうに思います。もちろんテレビなどで報道されるような一般的な報道といいますかね、全国的な報道ということもそうなんですけども、実際に町内でこれから接種が始まっていきますれば、やはりいろんな状況も地域のほうでも出てくる可能性もあるというふうに思います。やはりそういう一般的な情報に加えてですね、和東の中で今、接種が進んでいく中でどのような状況にあるのかということも、一定、出せる範囲で伝えていくことが、より身近に状況をつかむ必要があるんじゃないかと思いますが、その辺についてはどのようにされるでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今の副反応等、また、副反応以外でワクチンの効果につきましても、一定、住民の皆様にご案内させていただくときには、高齢者の方につきましては個別の郵送でというようなことも考えております。その中で一定の効果、または副反応等のことは書かせていただいた中で見ていただこうと。

やはり回覧だけとかホームページだけというのではなかなか目の届きにくいところはあるかと思っておりますので、個別に送らせていただく。それと併せて、やはりポスターなり回覧・広報なりというような形は取っていかなければいけないと思うんですけども、まずは皆様にお配りする通知の中に入れてさせていただいて、皆様にお示ししようと思っているところでございます。

その中身、情報につきましては、私どもといたしましても専門家等々も研究員等もいませんので、国がお示ししていただいている分しか今のところ情報は入っていないので、そちらのほうを中心に住民の皆様へのお示しと考えているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

よりリアルな情報というものが伝わるように工夫をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、いわゆるこれもよく言われておりますけども、今後、接種が進んでいきますと、どなたが接種したとか、どれぐらい接種が進んだとかいう意味での接種記録というものが管理されていくというふうに思うんですね。それを基本に、これまでの紙ベースであるとか、また今までのエクセルも含めてですね、データで管理されていくということもあると思うんですが、これは税住民課長にお聞きしておきたいんですが、今、国のほうは、いわゆる個人番号ですね、マイナンバーを利用しての接種記録の管理ということを準備しているということがよく報道もされておりますけども、これは実際のところそういう方向があるのか、実際のところに導入されていく形ですね、予定というのが実際あるのかどうかですね、もし、される場合というのはどのようなことが想定されているのか、分かる範囲でお願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

ワクチン接種の関係でマイナンバーを利用するというところで、国のほうからは、特段、税住民課のほうには来ておりませんので、お答えさせていただけるものがないということで、よろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

もちろんワクチンの接種の直接の担当というのは福祉課なんですけどね、ただ、やはりマイナンバーが利用されるようになりますと、言わば、本来はマイナンバーの扱いというのは税住民課でされていると思うんですね。それがいわゆる福祉課も管理しなくちゃいけないというようなことになっていくというふうに思いますし、もし、それが導入されるとすれば、新しい仕事をまたしなくちゃいけないという意味でもですね、本来、国のこういった状況は現場泣かせといいますかね、本当にそういう状況もあると思うんですけども、私は国に対しても、こういった余計な仕事といったら変ですけどね、そういうことをしないように、私はぜひ現場としても要望していただきたいというふうに思いますし、もし、これが動くのであれば、ぜひ、また迅速に報告いただきたいと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

そういった点で、ワクチンの接種については大変大事な問題でもありますので、情報のほうもしっかり出していただきながら、スムーズにいけるようお願いしたいと思います。

次に、これは一般質問でもお話ししましたけども、やはり今、一定、京都も含めて感染者のほうは下げ止まりという状況もありますけども、一時に比べれば大きく減りました。しかし、一方で、変異株の感染も日々報告されるようになってきて、なかなか予断を許せない状況があります。

和東では、今のところ、現在も感染者は確認されていないという点では大変幸いなんですけども、今後に備えることは大変大事だと思います。やはりもう一度ここで言っておきたいのが、しっかりとやっていく上でも鍵になるのは検査だと思っています。今、各地で起こっているクラスターの多くはやはり高齢者施設、医療機関というところが出ております。

先日、久御山の岡本病院でクラスターが発生しております。そういう点でも、やはりどこで感染が広がるかというのは大変よく分かるような状況もありますので、ぜひ和東でも、わらくであるとか、また医療機関等ですね、検査の戦略を持っていただい

て、町として定期的な検査も令和3年度の中でしていけるように、国や府待ちじゃなくて、一定の方向性を持っていただきたいと思うんですけども、その辺もう一度お願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かに、おっしゃられるとおり、先日、岡本病院のほうでもクラスターがあったというので、京都府全体として下がってきているという中にも、やっぱり全国的に部分部分ではクラスターが起こっているということは聞いております。

さきの一般質問でも答弁させていただきましたけども、京都府では、取りあえずまず第1回として、高齢者施設、また障害者施設、入所施設の検査を一定するというようなことは聞いておるところでございます。

今の質問にありましたように、それを国・府の動きを待たずして和東町でということでございますが、これにつきましては、やはり和東町単独でというのは検査機関等のこともございますので、国・府の動きを見させていただきながら、また、近隣市町村等々の動きも見させてもらいながら調査して研究させていただくということで、ご理解よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

今、言われましたように、京都府も今回1回だけですけども、全ての高齢者施設で検査するというので予定されております。これは大事な話なんですけども、やはり今後、変異株のこともある中でしっかりこういった検査をやっていくということは大変大事だと思いますので、引き続き、そこは検討いただきたいというふうに思います。

あとは、今回のコロナの1年の関係で大変大事だと思っているのが、地域での医療や保健体制がいかに強化すべきかということが改めて分かったというか、実感した1年だったというふうに思うんですね。そういう意味で、この令和3年度の予算におきましても、1年だけで何かすごくできるということじゃないかもしれませんが、やはり出発点として、地域での医療や保健、命や健康を守る体制をちゃんと強化していくと、可能な限り町として医療や保健を担うスタッフを確保して体制を整備するということが、大変、今後求められているというふうに思うんです。

そこで、一つ、診療所のことで伺いたいんですけども、今回、この予算に関する説明書の一番後ろの職員数についてあるんですけども、これを見ますと、令和2年度は医療職で正職で2人、一応、数を上げていただいているんですけども、令和3年度につきましては、(1)ということでも再任用短時間勤務職員ということでも上げていただいております。これはもちろん正職だった方が退職されて再任用で引き続きというふうには理解しているんですけども、お尋ねしたいのは、再任用というのは基本的に正職じゃありませんし、この数年の間にやめられるということもありますので、そういう点では正職だったわけですから、令和3年度も含めて正職でちゃんと補充するという方針は持っていただいていると思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（和賀 聡君）

岡本議員の質問にお答えします。

確かに、(1名)というのは再任用の職員なんですけども、再任用が管理職でありますので、今後、人事のほうと相談させてもらった上で、また令和3年度につきまして新たな職員を確保するかどうかというのは、また検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

私のほうから何点か質問させていただきます。

今、岡本委員のほうから、コロナワクチンの接種の関係でいろいろご質問がありましたが、私からもこの関係についてですね、ワクチン接種につきましては、基本、今の使用される分については2回ということになるかと思うんですが、1回目されて2回目の記録、この記録というのはどのようにされるのか教えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、接種券というのをご予約いただいた方にはお配りさせていただきます。この接種券には、当然、個人のお名前も入っております、2回分の予診・問診の分と接種した後の接種済み証の分と両方入っておるものでございます。それによりまして、1回目の接種が終わったら、それは一応シールタイプになっておりますので、それを剥がして別のところに貼っていただいて、データとして残していただいて、この人はどのワクチンをいつどこで打ったかというところまでのデータを取らせていただいて2回目の接種に臨んでいくということで、薬も同一の薬と国のほうからも言われておりますので、そこが間違いのないような形でできるような体制の整備を今しているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

そういう形でしていただくということですが、2回目の接種については、またご案内をいただけるということによろしいでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、皆さんもご承知のとおり、国から報道発表で、1回目の接種後、およそ21日間空けた中であるということを言われております。本町につきましては、高齢者施設もごございますので、そちらの接種のことも考えながらということで、第1回目が終わった後、4週間、28日空けた中で2回目の接種ということ、今、計画しているところでございます。

1回目打っていただいたときに、その時点で2回目の日はこの日になるという形を取らせていただいて、一定、28日ぐらいの周期、祭日とかでずれる可能性もあるんですけど、一応、28日周期でやっていただくということですので、1回目打っていただくと2回目の日にちは自動的に決まってくるという形の予約の取り方、接種の仕方をしようと計画しているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ということは、1回目の接種のときに2回目の接種をお知らせいただくということですね。28日間ですから、ついっかり忘れてしまうということもあるのかなと思うんですね。ですから、できれば近くのところで、再度、何らかの形で通知いただけるとか、特に高齢者の方でそういった形でしていただいたほうが間違いがないのかなというふうに思うんですが、そのあたりはどうですかね。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）



はい、お答えいたします。

確かに、おっしゃられるとおり、特に第1回目は、高齢者ということで、65歳以上であれば90歳、100歳を超えておられる方も当然対象になってきます。人間のことで、忘れるということもあり得ますので、通知もしくは電話で事前に数日前にお知らせするとか、何らかの方法をこれから検討してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

お手数ですがけれども、間違いのない接種を進めていくためには、ぜひ、そこをよろしくお願ひしたいなというように思いますので、よろしくお願いいたします。

次にですね、90ページのグリーンスローモビリティの関係なんですが、今現在、柚田、また別所区のほうで実証実験で運行していただいているということなんですね。4月以降は観光の石寺コースを除いて、それ以外の運行はどのような形で考えておられるのか、教えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

4月以降の観光以外のルートにつきましては、現在の3月の住民の柚田別所ルートが終わりましたら、令和元年度から進めてまいりました住民向けのルートはほぼ終わりますので、一定その検証をさせていただいた中で、今、予定をしているところでは、やはりこのグリーンスローモビリティを有効活用するために次のステップとしましては、グリーンスローモビリティを貸出しするという方法もあるのかなど。

あと、もう一つは、ほかのルートを再度設定し直すという、ご利用がたくさんあったところ、そうではなかったところを分析しないといけないと思いますが、一定、今

までの状況を見ておりましたら、多くの方が乗っていただいた地域がございますので、そういったところにつきましては、やはり今後も検討をし続けたいといませんし、そうでないところは、なぜ乗ってもらってなかったかというのを、ルートの変更なり運行の方法を変えるというのも一つの手段であると。

また、今月、路線バス対策協議会がございますので、一定、その中で皆さんにお話ししながら、どういった方法がいいのかというご意見もいただいて、令和3年度、運行を考えてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ということは、まだ決定してないということなんですね。

先日、一般質問でさせていただきましたが、今後、グリーンスローモビリティを活用した地域交通というのでも検討されていくということですから、なるべく早くそういった体制を整えていただけたらなというふうに思いますので、いろいろこの間、実証実験で見えてきた課題とかいうこともあるでしょうから、そういった中で議論していただいて進めていただけたらなと思いますので、より便利に活用できる体制をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次にですね、96ページ、町道整備の関係なんですが、今年度、白栖加茂停車場線ですかね、白栖地内の中で一部舗装されたところ、何が言いたいかというと、そこが途中まで舗装されている状況かなというふうに思うんですが、その延長というのがこの中に含まれているのかどうかということをお聞きしたいんですが。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

今のページではなくて、祝橋とかの関係と同様のところで整備事業と同じところへ上がっている分で、検討はしております。ただ、今回の続きの工事につきましても、今、対応になっている部分につきましては、基本、路盤工からやり直すという工事になりますので、現状を見ながら進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ここはまたいろいろと検討していただけたらいいかなと思うんですが、そのほかに地域からも要望が出ているかと思うんですが、撰原口から上がっていったところですね、山肌で崩れそうな岩があるということで住民の方からお聞きして、私も現地を見たんですが、それが崩れると府道まで影響してくる、府道まで落下していくというような大きなものがあるということで、地元の方も随分心配されているんですが、防災減災の対策にもなるかと思うんですが、崩れる前の事前の措置というか、そういったことは考えておられるのかどうか。また、地元から要望も出てますので、そのあたりの現地の確認とかですね、そのあたりはされているのかどうか教えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

私も現地は確認をさせていただいております。実際のところを言いますと、中途半端な場所の石でございまして、基本的には、道路の法面ではなく、道路路肩でもなく、個人の民地の部分でございまして、そこをどうするかという話になるんですけども、実は、毎年、京都府との間で道路事業関係の調整会議を行っております。その中に上げておこうかと考えております。すぐに今、落ちるという状況ではないと思っておりますの

で、その辺で京都府がやるのか、和束町がやるのかというところの調整をしたいというように思っております。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。

あと、96ページ、同じところなのですが、緊急浚渫推進事業ということで予算が上がっております。この浚渫につきましては、その範囲とか、どのあたりを考えておられるのか。また、そこに長井から白栖口から撰原口までの川のすぐ横に立木があったりですね、それが河川地内にあるのかどうかですが、そういったところも立木の撤去をすることに川幅を有効に使えるかなということもあるんですが、そういったところも今後考えていかないといけないと思うんですが、そのあたりの考え方とか教えていただけたら。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

委員の撰原の、聞き取れなかったんですけども、今回の96ページの浚渫につきましては、基本、今、大勘定川、白栖と別所の間を流れる川、それから別所川、それから舟尾川と、現段階ではこの3河川を考えております。

府の工事につきましては、緊急浚渫ということで、和束川が最優先ということで入ってまして、それは府のほうでやっていただくということになるんですけど、その町版の工事が来年度からできましたので、今回800万円を上げさせていただいたところでございます。

一番さきに手をつけたいと思っておりますのは、この上にも出ているんですけども、舟尾八王寺線の工事を行います。この周辺の浚渫をまずやりたいというように考えて

おります。なぜかといいますと、宇治木屋トンネルの工事の関係で流末がほとんど舟尾川に影響が出るということが考えられますので、舟尾川をまずやっていきたいなということで、800万円のうち幾何かを使い、その後、またほかの緊急にやらなければならないところがあればそこへ回すとか、800万円をそのまま舟尾川でやるとか、まだ計画段階ですので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後2時45分まで休憩します。

休憩（午後2時35分～午後2時45分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

7番、岡田委員。

○7番（岡田泰正君）

それでは、私から何点かお聞きさせていただきたいと思います。

まず、第1点目に、コロナの発現前から国の政策として働き方改革ということで非常に進めておられました。そこからコロナが蔓延しまして、より一層加速して働き方改革についての働き方ということについて、企業並びに公共団体については議論されております。

そこでお尋ねしたいんですけど、和東町におきましても、職員の中で有給の取り方であるとか、あるいは仕事の残業の仕方であるとか、そういった仕事内容についてどのように改革並びにそういう対策について取り組んできておられたのか、また、これからそれについてはどのように推進していこうとされているのか、できれば各課の課長にお考えをお聞きしていきたいと思いますが、いかがですか。

まず、総務課長からお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスが昨年2月ぐらいから蔓延が始まりまして、国のほうから各市町村に通知が出されたところでございます。1点目につきましては、これは全体的話なんですけども、本人または家族の方が風邪等の症状が出た場合につきましては、当然、新型コロナウイルスではないんですけども、一定、養生をして特別休暇を取らせなさいということでございます。

また、国のほう、京都府のほうから来ましたのは、働き方の中で、一定、職員の勤務を減らすようにと、在宅勤務を推進ということで聞いておりました。しかしながら、和束町のような小さな町では在宅勤務をする、やはり個人情報の管理も含めて難しい面がある。そして、和束町の職員につきましては、公共交通を利用されている職員が1名ないし2名しか当時いなかったということもございまして、できるだけ職員間の距離を空けるとともに、公共交通の弊害がないということで、通常どおりの勤務をと。ただ、体調不良があれば、そういう特別休暇等の対応をさせていただきました。

また、今年1月の仕事始めから1週間、また保育園・診療所につきましては1か月間ですけども、やはり正月時の密を避ける行動を取るようにと要請がございましたので、有給休暇にはなりますが、それぞれ各自、最低2日間は休んで、家族サービスも含めてやるようにということで指示をさせてもらったところでございます。

それと、総務課内の仕事でございますが、やはり基本的には体を疲れさせない。体調の不良となる一番の要因が疲れが残ることでございますので、しっかり食べて、しっかり休んで、できる限り体に負担のないように頑張ってもらいたいということで職員には周知させていただいているところでございます。

今後につきましては、一定、会議等につきましてはテレワーク、ウェブ会議という形で現在なされておりますので、それに対応する機器ですね、パソコン等につきましては12月の補正予算で購入の予算を通してもらいましたので、今現在7台用意をさ

せてもらっているところでございます。

実際、和東町で新型コロナウイルスの変異株も含めまして新たな発生が出る可能性があるのであれば、当然、職員の勤務を半分に減らす。職員の中で協力体制を求められるように緊急時の対応のマニュアルを作成しているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

福祉課といたしましては、今、総務課長からもありましたように、正月明けの休みの摂取につきましても細かく指導した中で、課員には休みを取っていただいたりしておるところでございます。

現行につきましても、今ありましたように、極力疲れを残さない、常に健康な状態であるということで、業務が終われば直ちに退庁していただくということで、極力残業のないような形を取らせてもらっているところでございます。

それと、特に福祉課では、課員の者には、世間で言われている以上に不要不急の外出は特に特に控えるような話は常にさせていただいておるところではございますが、皆さんご承知のとおり、今、医療従事者、また高齢者を先行とした住民のワクチン接種の体制準備等が急ピッチで進められているところでございますので、なかなか有給休暇を日々取得した中でのというような形は、今このタイミングでは取りづらいところではあるんですけども、業務が終わり次第すぐさま退庁して、自宅で体を休めるといったような形は取らせてもらっているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

一般的なことにつきましては、総務課長なり福祉課長から答弁があったのと同様でございます。ただ、税住民課のほうでは、例えば、4月、5月、6月でしたら当初課税の時期であったり、今でしたら2月から確定申告で各地区回らせてもらっているような関係で、季節的にどうしても残業が続くということもございますが、できるだけズルズルというか、ダラダラ残らないようにというところで徹底させていただいております。

また、不要不急の外出につきましても、毎週金曜日の朝礼のときに週末を迎えるので、責任ある行動を取るようというところで伝えているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

全体的な話につきましては、先ほど総務課長からございましたとおりでございます。私どもの課といたしましては、昨年の中頃では気候の変動とかございましたときには、風邪をひかないように、体力を落とさないようにというような説明、それから年次休暇につきましても、残さないように取得するようという形で課員には声をかけさせていただいて、適宜休みを取るようという形は私も言わせていただいております。

また、朝礼の際にですね、コロナの関係の情報が入りましたら、三密を避けるとか、そういったようなお話もさせていただきまして、体調管理、それから適宜、自分の持っている年休の消化ということにつきましては取得するようということで課内会議等でお話しさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）



地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

地域力推進課も先ほどの他課と同じでございまして、十分休養を取っていただきまして、有給休暇の取得を促進するということ。

あと、もう一つは、地域力推進課は町外の多くの方と接する機会がございます。事務所内にはですが、コロナ対策の防止としてアクリル板の設置、また、会議につきましては極力出ていかない、オンラインで全て参加するというのを基本に置いております。そういったことで、十分室内の換気、絶えず12時になりましたら換気しておりますので、そういう対策を講じているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

建設事業課についての取組を答弁させていただきます。

うちも各課とほぼ同様でございます。特にうちの課で取り組んだということにつきましては、工事の関係と協議がかなり入ります。それと、住民相手の用地交渉とか事業説明等があります。これについてはソーシャルディスタンスを取る中で実施すると。

コンサル等の協議につきましては、基本、ハイブリッド、2名がこっちに来たら、残りの2名はオンラインという形で、そういう形の会議を開くという形で行ってまいりました。基本、できるだけ接触を減らした中で、密な協議を行うということができるという体制を取ることでやっております。

年休等につきましては、職員に十分取れるように配慮しておりますので、残業につきましても極力時間内に業務を終らせると。終らない場合は、隣の者が手伝って終わらすというような形を取っておりますので、基本、その辺については大丈夫と考えております。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

どうもありがとうございました。

それぞれ各課においては、人と接する時間の多い課もあるし、外へ出られる課もあるし、室内的に業務をされていると、いろいろ特徴を持った中での対応をされておられると思いますので、その課に則した緊張感を持って今後も対応していただきたいなど、このように感じておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それともう1点、これに関連してですけれども、総務課長にお尋ねするんですけど、先ほど地域力の課長もおっしゃったように、デジタル化による推進ということで、IT担当大臣が脱ハンコに向けて取り組むと。早急に対応していきたいというふうなことも国を挙げて考えておられるようです。

ある地方の市役所だったと思いますが、より積極的に脱ハンコに向けて事業を進めているという事業体もあるようですので、今後、和東町におきましてもそういった方向で取り組んでいただきたいと思うんですけど、取り組む内容については早急にできるものとできないものがあるかと思いますが、その辺の考え、また、今後そういった形で取り組んでいく意気込みみたいなものもございましたらお伺いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡田委員おっしゃるように、脱炭素という形になりましたら、本来、光熱水費ですね、この部分も脱炭素の大きな要因になっておりますので、確かに省エネに努めてまいります。

本来、ほかの大きな市で取り組まれている大きな事例といたしましては、全ての公用車を電気自動車に入れ換えるというところも私も承知しております。ただ、電気自動車の費用の部分が相当高いものでございますので、なかなか公用車を全て電気自動車に入れ換えるというのは、現時点では難しいと。ただ、補助金等、有利なものがありましたらそれに対応させていただくと。

あと、エネルギー関係でいいますと、和東町は国が言う前に、実際、岡田委員も御承知いただいていると思うんですけども、和東保育園には、まず太陽光の発電設備を平成22年に導入させていただきました。しかしながら、10年経過をしまして、なかなかその効果が現れてないと。

あと、和東運動公園内の休憩所ですね、ここにも太陽光の発電施設を国の補助金をいただきまして設置をさせていただきました。そういう形で有利な補助金がつき次第、そういう対応も含めて有効な対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思いますと思うんですけど、建設事業課長、園村の入り口で2,000万円の補助として道路改良が上がっておりますけども、2,000万円の費用でどれぐらいの延長を予定されて、この事業によってどういった効果を得ようとしているのか、その辺についてコメントをお願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

ただいまの質問ですけれども、園区線の改良でございます。園区線は、府道木津信楽線と園区線の交差部分から約30メートルぐらい入ったところから左側に曲がって小高い山がありまして、見えにくくなって向こうから見えないと。地元の方からの要望を聞いてますと、どうしても園区内から下りててきた車が府道から入ってきた車が見えないということがありまして、そこを何とかしてほしいという話でございます。

工事区間については、ほぼ50メートルぐらいの間で何とか処理をしてしまいたいなどは思っておるんですけれども、何分、下が水路ではない河川というぐらいの規模の川が流れてますので、この川の一部をボックスカルバートで埋めていきたいというように考えていますので、ここにお金がかかると考えています。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

距離はどれぐらいと聞いているんですけれども、曲がって、上の中尾さんのほうから舟尾に抜ける道の四差路の交差点までは行かない、行く、どちらですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほど言いましたように、約100メートルぐらいの範囲の中でということですので、行きません。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

分かりました。

危険ということだけの処理というふうな形でとらまえていいんですね。後で一緒に答えてください。

それから、もう1点は、祝橋の架け替えの件なんですけれども、非常に心配しているのは、工期が非常に短く、短期間で落としてしまっていて、それからスムーズにやっという2年間ぐらいの計画を持たれておられますけれども、いろいろと私の頭の中で整理してますとですね、門前橋は4年以上かかって、落橋してからのことになりますので工法も違うと思うんですけれども、その辺についてスピード感を持ってやられるということについての心構え、自信はあるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

現場との関係もございしますが、私の中では自信を持ってやりたいと考えています。

といいますのは、今回の祝橋のことにつきましては落橋をさせるということもありますので、できるだけ短い期間で工事を行いたい。それが地元迷惑をかける一番理由であると思っておりますので、工期的なことをいいますと、ギリギリまで橋を落とさないということで、落橋に関しましては、今月の25日から本格的に現場が動き出すような形になろうと思います。

25日から動き出しまして、この出水期まで、6月20日までの間、今の形でいいますと、多分、5月の中旬までには橋を全部なくしてしましまして、両方通行止めにした状態で置いておきます。この段階で上部工の発注を行いたいと思っております。上部工の発注につきましては1億4,000万円強の概算が上がっておりますので、また、議会でご承認をいただかなければならないということが予定されます。

それに合わせまして、先ほど一般会計のほうで上げさせてもらった債務負担行為を取らせていただいております。これにつきましては、門前橋を教訓にしまして工期をしっかりと取りたいということです。

年度内工期で発注をかけますと、今、北陸新幹線、それから新名神の関係でかなり業者が取られてまして、不落の可能性も多々ありますので、できるだけ工期を取りた

いと思っております、大体製作に9か月から10か月かかります。ですので、5月、6月の入札で発注させていただいて、来年の2月末ぐらいに上部工が上がってきます。上部工につきましては、5つのブロックに切った鉄の橋でございます。それを架けると。

その後、先ほど下水道事業のほうの予算で上げさせていただきました下水道の移設があります。この工事と水道管の移設を行い、その後、橋台の発注が、10月20日から渇水期に入りますので、本来ですと発注はできます。ただ、和束川における最大の雨量が10月22日というのが皆さんも記憶にあると思いますが、前回の衆議院議員選挙の投票日の日の夜、災害があったという事例があるんですけども、これがありますので、11月1日に現場に入るということで、この発注につきましては大体8月頃の発注を目指しています。8月頃に下部工、両方から1基ずつ発注をかけまして、両方から工事を行うということで、左岸・右岸の下部工の工事、これが要は2本の橋台を造ります。

その後、5月に発注しました工事の上部工を、5ブロックに切ってますので4.5メートルの橋になりますので、現地にそれを持ち込むと。大体8メートルから9メートルぐらいのものになりますけども、それを持ち込むと。それを持ち込んだ後にそれを架けると。

架けるのが大体、今の予定では、下部工が出来上がって4週間、養生を必ず置かんとあきませんので、約1か月空きます。それが大体2月の末から3月の末を予定しています。これが若干ずれ込むことも考えていますので、4月の中旬ぐらいから上部工を始めると。これにつきましては、下に架台を置きまして、その架台の上に橋を置いていくという形で、上からクレーンでつり下げていくと。

ただ、6本の桁を置くんですけども、今回採用しました設計では2本を一つに組み合わせたものにしてますので、横に転倒しない桁を採用してます。その桁を5ブロックかける。

この前、現場視察をしてきたんですけども、大体それでいくと、ブロックをかけるのに約半月ぐらいで架け終わります。架け終わったら下のジャッキを全部外して、縄を開放します。この段階で6月20日ぐらいの見込みをしています。それが終わった後に、川の中に障害がなければ橋の上の工事はできますので、その後、橋面の工事をやるということで考えております。

門前橋につきましては、1年ごとに橋台を造ったという経過がありますので、結構、期間もかかってますけども、大体、1億円ぐらいの橋の施工事例を確認しましたところ、大体2年ぐらいでやってしまっているのが現実ですので、実績的には全然問題なくできると思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

かなり今回はタイムスケジュールを正確にというんですか、きめ細かくやっていたでいるので多少安心はしているんですけども、しかし、その中でも門前橋の教訓を得て質問をさせていただくんですけど、橋の調達をするときに1回入札が不調に終わったと。結局は橋の業者というのは大手の特殊な企業が多いので、何十億円、何億円という大きな橋を受注されるのがメインであろうと思う。その中で1億円前後の橋、今回はメタルとおっしゃいましたけども、メタルの工法はたくさんはないかと思うんですけど、これを入札にかける業者選定というんですかね、これは確実に日程の中でこなしていかないと、今おっしゃったようなスケジュールどおり進んでいかないということが考えられるので、その前の轍を踏まないような形の中で、入札方法についてどのように考えておられますか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

メタルということで話は動かしています。これについては変わりません。

入札に関しましては、あくまでも一般競争入札で行います。1億円を超える工事ですので、一般競争入札で、エリアも全国レベルのエリアで探します。その関係で入札も発注をかけますので、そのあたりについては今のところ何とかいけるというような予測は踏めると思っています。

確かに、10億円、20億円の橋がどんどんどんどん出ている中で、1億円の橋を取りに来ないというふうなうわさも聞きますけども、その分についてはできる限りいろんなところで見ていただけるように、新聞等にも広報を出しまして、それで入札に入っていただけるような業者を探したいと。業界新聞とかいっぱいありますので、そういうところにPRをかけた中で、やるよというのを見てもらっていきたいと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡田泰正委員。

○7番（岡田泰正君）

そしたら、あと1問しかないということなんで、続きまして、建設事業課長にお願いしたいんですけど、地籍のほうで上げておられますね、全体的な調査の中で、こちらの予算のほうでしたけども、これについて私、いろいろと和東町は地籍については遅れているなというふうに感じているわけなんですけども、そこで懸念するのは、やはり和東の場合も高齢化率が結構高くなってきています。今までは親から子へ、子から孫へという形で、家の中で地籍の境界というものを守って、財産を大切に保全してこられた経過があるわけなんですけども、最近、特に、農家の方であろうが、サラリーマンの方であろうが、山とか農地とか資産をもらっても金にならないから、そういった方面には非常に関心が薄くなっています。やはりこういったことを時代を重ねてくるにしたがってその意識というものがなくなってくると。結果、地籍の現状復旧、



線を引くのに非常に時間と労力とお金がかかってくるということが懸念されますので、できるだけ速やかに地籍調査というものが和東町の中で終われるようなシステム、考え方、計画、そういったものを上げていっていただきたいなど、このように考えるわけです。

これについても国のほうからも補助が結構出てますし、あと、問題になるのは、地籍に関わる人材、専門的な知識を持った方のマンパワーであろうと思うんですけど、それについても国とか府のほうで派遣されるというふうなシステムもあるようですので、そういった方のいろんなシステムを使いながら速やかに地籍調査というものを終えていただきたい、このように思っておりますのが、その取組方についてご返答いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほどの祝橋につきましては、あくまでも一般競争入札ですので、広告が出された段階でどれだけの方が見ていただけるかというのは私にも分かりませんし、それともう一つは、相手のあることですので、簡単にいくかどうか、そこら辺は自信は持っていますけども、分かりません。

それと、今の地籍ですけども、実のところを言いますと、湯船地内の地籍調査を終えてからほぼ20年間、現地調査を行っていなかったというのが現実でございます。実際に、建設事業課でも現場に入って杭を打って仕事をしたというのは僕が最後で、その後、してなかったような状況で来てます。実は、今、岡田委員がおっしゃられました内容のことについて一部指導を受けましたので、今回、地籍をやっておりますのは2項委託というやり方です。

以前、地籍をやっていたのは、現地に入る、地元の人と杭を打つ、それから、杭を

打ってからその杭を職員が自前で杭番号をつけて図面をつくる、その図面をもって今度は測量調査委託会社が入るといような形でやっておったんですけども、現在は2項委託という形がありまして、当初からずっと一緒に地籍調査に業者が入れるといような形に変わってまして、その方法を取り入れていますので、今、和束町、井手町、宇治田原町、この周辺では全部同じような方法で地籍は行ってまして、公共事業を採択するためには地籍調査事業の調査率を上げないと公共事業の補助事業が落とされますので、それに向けて頑張っているという状況でございます。

現状でいいますと、今年1筆調査を行いました。1筆調査を行った段階で、確かに今、言われるように、所有者が分からないというところが結構ございました。それは周辺の方々の話を聞きながら、本人も歩きながら、去年の夏から今年の2月までかけて調査を終えました。

令和3年度に上がっている予算につきましては1筆測量。打った杭を業者が入って測量して1筆の面積を出すと。その面積を出して、その次の年に1筆の確認をしてもらいます。その確認が終わって整理ができた段階で法務局で認証となりますので、約7年ぐらいは1地域にかかってくるんで、残っている面積を考えますと結構時間はかかると思っておるんですけども、できる限り、地籍調査を進めることで公共事業の予算確保に向けたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

それでは、私のほうから多少質問させていただきたいと思います。

まず、歳入のほうから説明をいただきたいんですけども、6ページ、個人の町税で滞納繰越分220万円、そして、その下、固定資産税の滞納繰越分が400万円といような形で計上されているんですが、これは滞納繰越分が回収になると見てよろしいんですか。その辺をお答えいただきたいんですが。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

例えば、町民税の個人でしたら、令和2年度で計上しております滞納繰越分の未納率を計算しましてこの金額を出しておりますが、固定資産税につきましても、見込みということでこの数字を出しております。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

要するに、予想でこれだけは回収できるだろうということで上げていただいているわけですね。実際、下の固定資産税のほうを見ますと400万円と金額は大きいんですけども、実際の滞納額はどれぐらいになっているかお答えいただきたいんですが。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今現在、令和2年度で滞納繰越分として調定を上げている金額といたしましては、個人住民税につきましては320万6,604円でございます。固定資産税につきましては986万748円でございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

986万円、下のほうですけども、これが残高として見てよろしいんですか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

滞納繰越分の調定額につきましては、前年度の滞納分で未収の分から不納欠損を除いた分が滞納繰越ということで翌年度に繰り越されるというところがございます。3年度分につきましても同様の考え方では見込んでおるというところがございます。

当初予算の見積りの段階では、見込みといいますか、正確な数字は立てられませんので、収納率等を勘案した中で上げているというところがございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

7回しか質問できないので、これは余りかけられないですね。実際に、現年度分については非常に回収率がいいと認識しております。ただ、やはり過年度分、滞納分についてはなかなか回収ができないと思っておりますので、こんだけできるのかなという感じで質問させていただきました。

7回ということですので、私の好きなふるさと納税へ行きたいと思えます。

34ページですけど、報償費としてふるさと応援寄付贈呈品30万円という形で計上されております。ということは、目標は100万円程度に置いておられるのか、その辺、回答を願いたいと思えます。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

村山委員のほうから、ふるさと応援寄付金贈呈品ということで、30万円ということでお話をいただきました。令和3年度につきましては、一応、骨格予算となっております。

りますので、実際、新しい総合計画ができます10月、また、6月の補正時には、当然、政策予算という形でこれまでお話しさせてもらった商工会との連携、また企業との連携も踏まえて上げさせていただく予定でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

今日の新聞を見てましたらね、笠置町が昨年度から始めたということで、笠置町が150万円集めたと。それが返戻品が薪、こんなもん何でやというような感じやけども、7割の人が薪を所望されているということですので、9月の一般質問でもさせていただきましたが、やはり返戻品の見直しはぜひともやっていただきたいと思います。

先日、新聞に載ってましたけども、八尾市では4,500万円が集まって、防犯カメラを300台つけたということも載っていました。そして、宇治田原町は、昨年度のふるさと応援についての予算が5,000万円いただいていますということを担当者が言っていました。だから、1億5,000万円程度は目標にしているのかなと思っております。

それで、町長にお聞きしたいんですけど、9月の質問のときに、企業版でいきたいと。この間、南山城村は1,000万円の寄付があったと。それが企業版で入ってきたということなんですが、和束町の企業版はどうなっているのかお聞きしたいんですが。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

総務省は、新しく企業版のふるさと納税という制度ができました。これについてはですね、まちづくりと併せてやっていく。だから、私は、南山城村の納付だけ企業版

となるのかどうかは別として、新しい制度は事業をやるときに一緒にかみながらやる  
とか、ちょっと違った発展的な、地域づくりに絡みながら企業版に参画していこうと  
いう感じに私は受け取っておるわけなんです、これはまちづくりの一つの活性化の  
手法の一つとして捉えておりますので、今日から、はい、分かりました、スタートと  
はなかなかいかんのかなと、このように思っております。

ただ、そういう方向で企業版の、それも大きな金額で何千万円とか出てくる金額で  
すから、まちづくりの内容と事業計画と併せて、そして企業と一緒にってもらうと、  
そういうのが出てくると一番理想的だと思いますので、そういう方向は今後も有効な  
方法として努力していきたい、こういうことです。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

今、町長にお聞きしたのは、企業版がどう進んでいるのかと聞いたんですけどね、  
ということは、現状ではまだ進んでないということですね。しかし、頑張っていた  
いて、要するに、交付金に期待せんと、多少でも自前で調達できるような形をやって  
いただきたいなと思います。

そして、農村振興課長にお聞きしたいんですけど、直売所が5月ぐらいから稼働と  
いうようなことを先だってお聞きしたんですけどね、直売所に野菜を持ち込まれた場  
合に場所代を当然ながら取られますわね。それは何%ぐらいを考えておられます。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

これにつきましては、交流ステーションの説明会の中で参加者を募って、野菜を販  
売される方の中で考えていただくということで、こちらから何%というような提示は

できないかなど。ただ、やはり運営していく部分でもありますので、そのあたりは皆さんで決めていただけるというふうに思っております。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

行政はやはりまちおこしといいますかね、町の活性化を主たる考え方に置いていただくのがいいかと思っておりますので、もうけるんじゃないかに、人に聞いたら3割取られるとかいうようなことを聞いてましたけど、ちょっと多いんじゃないかと思っております。やはり2割ぐらいでとどめていただいて、町の活性化のほうにちょっとでも寄与していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

結構です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

先ほど診療所の体制について伺ったわけですが、いわゆる今度、令和3年度に正職の方が再任用として引き続き勤務いただくということなんですけども、基本的に、やはり正職は正職で補充いただきたいということでお話をいたしました。

これは町長にお聞きしておきたいんですけど、診療所でいいますと、歴史的に以前は検査技師の方もおられましたけど、退職されてその後補充されてない。それから、薬剤師は前任の事務長が兼任されていたんですけども、退職されて基本的に正職では補充できてないという状況の中で、要は、専門職という大変貴重な職員の方が次々と正職で配置されてないということになってきております。この間のコロナ禍の関係でいえば、やはり地域で医療や保健の体制を構築していくという意味では大変逆行する方向だというふうに思っております。

そういう点で、先ほどの看護師の正職補充ということと併せて、今後、総合施設の

整備もこれからされるということですが、そういう意味での本来正職で配置してきた技師であるとか薬剤師も含めてですね、それから、保健師の増員もそうですし、以前から言っておりますように、栄養士、社会福祉士など、計画的にそういった専門職の方をちゃんと正職で配置していくということが、今後、本当に必要になってくるというふうに思いますので、その辺の町長のお考えを聞きたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、岡本委員からご質問ありますように、この診療所が果たしている役割というのは非常に重要になるわけであります。そして、今日のコロナ禍の中で、特にそういったことは大事だというふうに私も認識いたしております。この診療所を施設も含めて充実させていこうと。今、言われる全て関連してやっていくというのが大事だと、機能させていくというのが大事であると。これは当然、施設の今後の計画と併せてこの内容の充実も図っていかなきゃならない、こういうことであります。

ところが、待てばしないというのが現状でありまして、ご案内のとおり、これまでから和東町の診療所で全部終わるということやなしに、今まで山城病院とも急性期病院とも連携しながらやっていこうとか、いろんな検討も重ねてまいりました。試行的にコロナ禍の中でそれも一服というか、こういう状態になりましたけども、それと、ここで全部ということは取らずに、今、薬剤師の話がありましたが、一つの方法としては、薬局との提携というはあるだろうというように思いますが、今後、そういった内容については、この施設の充実を含めて今やらなきゃならないというように思っております。

それよりもまず先生の確保が大事なんですね。ご案内のとおり、先生もやはり高齢化してきております。そういう中でどうするか。ご案内のとおり、医師の確保という



のは大事だと分かっておったかてなかなか大変であるわけです。取りあえず4月からフォローしていただくといいますか、来ていただくことになっておりますが、3人体制でいくわけであります。しかしながら、これも所長がいつまでというわけにはいきません。後任の確保を努めていくと、まず先生の確保が第一です。

そして、今、言われたように、検査技師も確かにあったですけども、こういう中では急性期病院と提携することもあり、そして、医者に検査してもらおう。例えば、X線を撮るとか、そういうことをやってもらったり、ある意味ではそういうことをやらざるを得ない状態が今、続いております。そういうことで、まず、第一に医師の確保、それで体制を整える、そういうことでこれからやっていく。

そして、それに併せて施設の充実も考えていかなきゃならんと。これだけじゃなしに、そういうものを含めて総合的に進めていく重要課題だと。これは重要課題の緊急の課題の一つに上がっておりますので、これからもこの点についてのご意見、また、ご指導をいただけたらありがたいなというように思っておりますので、よろしく願います。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

もちろん医師の確保というのは特に困難さもありますし、ただ、やはりどうしても必要な方ですので、京都府も含めて何らかの形で本当にしっかり確保していくということはこちらとしてもよく考えなきゃいけないと思っておりますが、もちろんそれもしつつですね、やはりこれまで最低でも正職で雇用していたような、新しく配置というよりもですね、それはもちろん必要なんですけども、やはり最低でもこれまで正職でおられたことがある先ほど言ったような薬剤師も含めてですね、これはしっかりと確保していくということをぜひ考えていただきたいし、コロナ禍でいわゆるこういう感染症というのが今回もいつ終わるか分からないということもありますけども、今後

こういった状況がもっと早くまた次が来るかもしれないという状況もあると思うんです。そのときに今の医療崩壊等の話を見ておきますと、結局は、今までは例えばほかのまちであるとか病院機関にお願いできたものがなかなかお願いできないと。そこで手いっばいだという、こういったことはどこでも起こっていると思うんです。そういう点では本当に自前でそういった方をしっかりと配置するっていうことがどんな場合にも安心になるというふうに思いますので、そこはぜひ前向きにお願いしたいというふうに思います。

次にでね、公共交通の関係で先ほど若干議論がありましたので、関連して私のほうからもお願いしたいと思います。

まず、42ページの関係です。

いわゆる今回、高齢者へのバス利用を促進していくという意味で、バスのカードをたしか1万円分でしたかね、70歳の方に敬老の記念品ということも含めて配付されるということを聞いておりますけども、その辺の狙いであるとか目的、まず説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

路線バス高齢者利用促進乗車券ということで令和3年度予算80万円を計上させていただいております。昨年、地域公共交通会議の中で住民の方も交えて、やはり元気なうちにバスに乗る習慣をつけないと、車の運転ができなくなったからバスに乗るといのはなかなか難しいのが現実であるというお話を聞かせていただきました。これに併せて、和東町の唯一の公共交通機関でございますので、ちょうど敬老会の際にバスの乗降の仕方ということで奈良交通に来ていただきまして、学習会、勉強会をさせてもらってきたところでございます。

やはり少しでも元気なうちにバスの利便性を知ってもらおうということで、これまでの敬老記念品に替わりまして、令和3年度は数え年70歳のみの方になりますが、約80人の方にバスを利用していただいて、実際の乗り心地、また今後の利用施策等ですね、私どもに意見をいただければなということで予算を計上させてもらっているものでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

いろいろそういった経過があつてこういうことをされるということ自身は今の説明で分かるんですけども、やはりカードを単に渡すというだけでは、なかなか利用に結びつかないというふうに思うんですね。といいますのは、前にもずっと公共交通の話の中で、なぜ利用が進まないのかといったときに、なぜ乗るのか、どこに行くのかとか、そういう利用目的というのがはっきりしなければ、どんなに便利でも利用しないわけです。

しかも、今の状況でいえば、そんなに便利じゃない。1時間に1本あっていいぐらいのバスですし、もし、今でも免許を持っておられて、70歳でもまだまだ多いと思いますけど、自分で動ける人であればわざわざ乗ろうと思わないわけですね。そういう方に1万円分のカードを渡してバスに乗っていただくのであれば、そういう仕掛けというんですかね、どういう場面でこれを使います、皆さんの行動の中でこういう場面でこれは使えるんじゃないか、使っていただきたいというようなことも併せて提示していかないと、単にこれを渡して乗ってくださいね、また乗り心地教えてくださいねっていうぐらいでは置いたままになってしまうということになると思うんですね。実際に渡してそれを使ってもらう、乗ってもらおうという意味での仕掛けというのはどうお考えなのかというのをお聞きしたいと思うんです。

これは1回きりなんで、数え70歳で1回配ると。これからずっと70歳まで配るということですが、要は、その人しか配らないとなりますと、返納者にカードを渡しますよね。それと変わらなくなっちゃうと思うんです。そういう意味では、もう少し仕掛けづくりと、そういった今回の1回きりというのがいいのかどうかということも含めて、その辺、もう少し答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

地域公共交通会議の中で、当然、令和3年度からこういう事業をやっていくんだと。岡本委員がおっしゃるように、やはり住民が乗りたいと思わないとなかなか乗れないと思います。そのあたりは地域公共交通会議の中で委員の皆さんのご意見を聞きながら、乗りたいなと思えるような周知の内容にさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

そこは本当にとにかく具体的にやっていかないと、カードをもらうだけでバスに乗ろうかというふうにはなっていきませんし、ふだん乗ってない方っていうのは本当に乗らないわけですから、そういう意味では、どうせやるのであれば工夫していただきたいというふうに思うんです。

ある意味、必ず乗る方って変ですけど、乗ろうと思えば乗れる方、それは高校生だと思うんですけどね、学校へ行かないかんわけですから。いわゆる働いている方は、ある意味、一定の条件さえあれば通勤手当とか出ますから、その負担の分は返ってくるかもしれないけども、全然返ってこないという意味では高校生などの通学などです

けども、去年、3分の2のほうに補助は引き上げていただきました。ただ、同時に、コロナ禍になりまして、逆に休校になったりして、初めの足がすくわれたような感じがあって、十分、高校生にその部分が活かされているかどうかということは思っているんですけども、実際、2年度の3分の2になってからの利用状況をお聞かせ願いたい。

やはり今、コロナ禍の中で、3分の2になったとしても公共交通を使って通学するという意味ではですね、高校生にとっても大変大きな負担になっております。その次に鉄道の部分もありますからね、それも含めて、通学費全体に対して補助をもう少し高めていく。できたら、人数もそんなに多くはないわけだから、全額補助も含めて検討いただきたいなというふうに思うんですけども、それも含めて答弁をいただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

奈良交通のバスの定期の補助ですけども、昨年4月から2分の1から3分の2に補助率を上げさせていただきました。岡本委員がおっしゃるように、4月からコロナの関係で学校が休校になり、また公共交通機関での感染を恐れられるという保護者がおられましたので、実績としては23人の方が定期を購入して利用していただいたという状況でございます。

また、新しい年になりますが、これについても、やはり中学3年生の保護者を対象に私どものほうから通知を出させていただいて、バスを利用してほしいと、定期代の補助についてはこういう形ですよという案内文書を送らせてもらおうと思っております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

ぜひ、今後の拡充も含めて検討を引き続きお願いしたいというふうに、鉄道の分も含めて今後検討いただきたいというふうに思います。

それですね、先ほど出ておりましたモビリティの関係とかの分もあるんですけども、先ほどの話では、来年度も一定この3月までの試行も踏まえて、何らか使えるような方向で検討はしていきたいという話がありました。これはこれでせつかくやってきたことですし、そんなに安くない買物をして2台そろえられているわけですから、観光用も含めて、一般用でもし使えるのであれば、それはそれで有効利用していただきたいとは思いますが、ただ、やはりこの間のことも含めて、全体としてそれだけで網羅するということはなかなか厳しいということをはっきりしたというふうに思うんです。

先ほど言ったように、利用者が多いなというところに集中的に使うとかいうのは考えられたとしても、町全体としてモビリティだけで奈良交通へのアクセスを補償するということが大変厳しいというのが結論ではないかと思っています。

そういう意味で、先日、一般質問でもしましたけども、コミュニティバスであるとか、またデマンド型であるとか、そういったものも真剣に令和3年度の中で検討いただきたいと思うんです。

この前、課長は、トンネルの開通を見越して、3年後ですか、そこを一つにして考えていきたいと言われていましたけども、もう20年考えているわけですからね、町長が初めて就任されたときにJRバスの問題が起こって、それ以来の課題です。20年ずっとこの問題を議論してきたわけです。ですから、ある意味、議論は十分してきたと思います。

途中で、コミバスの話も導入しようというような意見というか、そういう住民参加

の懇談会ですか、そういったところでも出てましたし、あとは本当にどう具体化するかということになると思ってます。ですので、3年後とか言わずに、この1年でこのモビリティの話もそうですけども、ここにもしっかりと検討は進めていくというのがこの令和3年は大変大事だというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

さきの一般質問でも私、答弁させてもらったように、3年後を見据えてということなんで、確かに、岡本委員がおっしゃるように、3年後に始めては遅いと私も思っております。ですから、3年後のトンネルの開通に向けて、令和3年、令和4年で何らかの研究を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

そこは本当に長年の議論ですから、ぜひ、早急に検討を具体化していただきたいというふうに思います。

それで、あと、先ほど言いましたように、コロナ禍の中でこの令和3年度も住民生活、また子育て支援も含めて支援強化をしていくことは大変大事な年になるというふうに思っております。その辺で一つ、今回見直しをされておりますけども、32ページの大学生等奨学金の給付についてなんですが、今回、一定、対象を広げていただくとか、見直しもしていただいているんですけども、その辺の中身について説明いただきたいと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

奨学金の支給制度につきましては、平成26年から和東町に一般の住民の方が寄付をいただいて、それを活用してこれまで運用させていただきました。令和3年度につきましても、住民の皆様からいただいたふるさと納税を活用して、今回、奨学金に充てさせていただくという方法を取らせていただきます。

支給対象でございますが、これまでは高校生、大学生ということで、一定、高校・大学生に支給をさせてもらっていたんですけども、やはり制度に見直しする中で、この6年間で高校生の支給制度、国も含めまして充実がされております。その関係で、令和3年度からは大学生と専門学生に限定をして支給をしたいというふうに考えております。

なお、年額につきましては、大学生、専門学生それぞれ12万円ということで現在進めているところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、岡本委員。

○8番（岡本正意君）

といいますと、結局、今度は高校生を外すということなんですね。これは専門学生自身は当然、国の制度でも入っておりましたので、そこに専門学生だけが抜けていたので、そこは合わせるようにしていただきたいということだったんですけども、逆に、高校生を外してしまうと、もちろん高校生の部分が一定充実されたというふうに言えますけども、やはりこれまでやってきた部分でいえば、高校生自身にも引き続きやっていただきたいなと思うんですけど、そうすると、結局そこにまた穴が開いてしまうという状況もありますので、そこは引き続き高校生の分もやってきたわけですから、本当の意味での拡充というふうにするためには、そこはもう一度検討いただけないかなというふうに思っております。



それと、もう一つ町長にお伺いしたいんですけども、それも含めてですけど、やはり前にも言うておりましたように、コロナ禍の下で、とにかく今、学生の状況というのは、これまでになく大変厳しい状況が続いております。いわゆるこの4月からの新年度につきましても、状況によっては大学に行けるかどうか分からないというようなこともまだまだ続いておりますし、経済状況が悪くなっている中で、いわゆる経済的にも大変追い詰められているということが続いております。この間、どうしても大学のある地域での食料の提供で、私自身は提供してませんけども、相談に乗ったりとかということでのぞいたことはあるんですけども、本当に私たちが思っている以上に厳しい状況が続いております。

これは和東におきましても、ここから通っている学生の皆さんも大学に行けずに自宅でリモートばかりで学習しているというような状況が続いている方もおられますし、そこに応援していくということが大変望まれているんじゃないかと思っております。

そこで町長にですね、そういう意味ではこの奨学金もそうですけども、学生に一定支援の枠を広げていただくと。学生を支援する独自の今後の支援策をぜひ今後検討いただけないかなと思っているんですけども、その辺の考えはどうでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今、根底といいますか、基に農山村とか、こういうリモートでも働ける。そして、農山村の魅力というのが非常に認識もされてきているわけであります。そういう中で、魅力の一つとして、今、岡本委員が言われますように、子育ての環境をどう考えていくか、学校へ通う場合にはどうか、リモート、先ほど総務課長の通学の方法も含めてですね、運行の環境も含めてこれによしという段階ではなく、常にどうあったらいいのかということでこれまでも検討してまいりました。そして、議会で委員の皆さんと

か議員の皆さんからいただいた意見というのも参考にしながら、どうしていかうかと、  
こういうことで今まで臨んできました。

ところが、それを全部やっていける体制というのは、一方では財政上も厳しい。経  
常経費が非常に増えてきている。そういう中で、できる限りの魅力の感じる、こうい  
う子育て環境ですね、高校生も大学生も入れて、そういう環境が整う努力は私はして  
いくべきだと思いますので、先ほど課長がいろんな面で検討・研究をしていかなきゃ  
ならんと、こういうことでありますので、これからもこういう努力はしてまいりたい  
と、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

この予算書を見させていただいたら、コロナの感染予防対策、今年はいろいろと国  
からの支援なりあって、いろんな対策を取られたわけですが、次年度についてのコロ  
ナ感染症対策についてはどのようにお考えなのか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

国のほうから第3次補正で和東町にいただいたお金が8,400万円ございます。  
これにつきましては全て翌年に送るという形の手続をとっております。やはりこの春  
から夏にかけて、実際、新型コロナウイルスの感染状況がどういうふうになるのか、  
そのあたりを見極めながら、6月補正、または9月補正で8,400万円の活用先を  
検討したいと。

現在、各課に総務課から照会をさせていただいておりますので、一定、令和3年度で  
組むべき予算の事業内容ということで照会をさせていただいておりますので、よろし

くご理解をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

先日、新聞のほうで、湖南省のほうなんですけど、図書館の消毒機の導入をされたということがございまして、保育園のほうでも絵本とかいろいろあつたりするかと思いますし、また、連合の関係になるんですが、教育委員会のほうでも、図書館なり小・中学校の図書もあろうかと思うんです。そういったところの図書の消毒について検討できないかなというふうに思うんですが、そのあたりのお考えはございますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

たしか令和2年の補正予算で保育園のおもちゃの関係の消毒器ですね、これについては導入をさせていただきました。

先ほど私がお答えさせていただきましたように、各課からその対策が必要であるという要望があれば、先ほどの第3次補正の8,400万円は使うべきだと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

特に、保育園の方についてはなかなか手洗いの徹底も難しい年齢の方もいらっしゃるかと思いますし、そのあたりはぜひ今後検討もしていただけたらありがたいというふうに思いますし、また、連合のほうにつきましても、そういったことも提案なりいただけたらありがたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

次にですね、80ページの農地台帳システムの保守点検委託で上がっているんですが、農地台帳についてはどういう形で台帳を作っていくのか、そのあたりを教えてくださいましたらと思います。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

農地台帳システムにつきましては、平成5年ぐらいから電算で農地の管理を、農家さんの所有の管理をしてきたという経過がございます。その後、全国的に有名なメーカーですけど、そちらのほうのシステムを使いながら、かなりたくさんシステムがあるらしいんですけど、京都府は統一した形の中で昨年までやっておりまして、今回新しく京都府のGISですか、そのシステムに載せた形の中での農家台帳システムを導入させていただいておりまして、京都府のサーバーのほうに入っている分を見に行くというような形で、その保守点検というような形の金額でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

特に、高齢化が進む中で、担い手ということで後継で引き継いで農業をされている方とかいらっしゃるかと思うんですね。ですから、そのあたりの台帳の記載、変更とか、そのあたりも随時行われるものなんですかね。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

農家台帳につきましては、死亡された場合は農地法第3条第1項の中で、相続者、

農業委員会のほうに報告する義務という形で縛っておりまして、税住民課のほうに死亡届が出た段階で農業委員会のほうに言ってくださいねというような形で必要書類等の部分等に記載していただいております。

また、システムにつきましては、今回、高収益の事業で、これにつきましてはかなり農家のほうの収入という形で支援されるというところがございまして、今まで知らなかったような状態も全部、今、整備できまして、その台帳の見直しがすごく進んだという状況もございますので、制度的にはかなり高くなったのかと。おっしゃったように、今後はうまく運用していきながら、当然そういった異動につきましては届けの義務はございますので、そのあたりでやっていきたいなというふうに思っております。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

今ご答弁いただいたように、昨年の高収益の関係で農家さんが台帳で申請するのに随分苦労されたというふうに聞いてまして、今の質問をさせていただいたところなんです。随分それで整理されたということによろしいですね。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

本来、農地法上はないんですけど、闇小作、家庭勝手小作というような形でやっているのにこちらのほうに適正な申請をしていただけてなかった部分があったんですけど、昨年の11月に整備されたということで、高収益のお金というとおかしいですけども、整備がきちっとできたのかなというふうに思っております。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。また、継続して、その管理のほうをよろしくお願いしたいと思います。

次に、88ページなのですが、有害鳥獣被害対策野菜づくり支援事業補助金とありますが、これについてはどのようなお考えのものなのか教えていただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

これにつきましては、昨年からでしたか、始まったものでございまして、非課税世帯に対しまして、その野菜を作る周りにサルが入らないといいますか、取らないような柵を一応10万円までで最高5万円の支給をさせていただいております。それ以外につきましては2分の1ということで、例えば8万円であれば4万円、12万円とかなると最高5万円というような形で支援させていただいているような事業でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

今回、野菜の直販所をオープンされるということで、これから野菜農家もいろんな形で多くの作物を継続して直販所に出荷いただけるような形で、やはりこういう有害鳥獣からの保護というのは必要になってくるかと思うんですね。そういう意味では、そのことが直販所の維持継続にも、また、その事業の成功にもつながっていくと思いますし、そういう意味では、こういった補助をそういった農家を対象にやっていただけないかなと。今の条件よりもう少し広くなるか分かりませんが、対象者を広げてい

ただいて、なるべく出荷される農家を保護する形のものにならないかなと思うんですが、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今までずっと町内で電柵作業とか柵とかいう形で事業をさせていただいている分につきましては、出荷されている農家を対象に行ってきたものでございます。

一昨年でしたか、高齢者の方の生きがい対策であって、せっかく家の庭先で野菜を作ったのにサルにやられたというようなところで何とかならないかという方向で、商売ではなく自家消費するような野菜畑を何とかならないかというような形での補助金の形になっておりまして、ほかの出荷者、言わば生産者向けにつきましては、皆さんも町内でお目にかかると思うんですけど、2メートルぐらいのフェンスを張って電柵をつけていると。ああいった形の中で、販売されている農家につきましては、そちらのほうで対応させていただいているということでございますので、よろしくお願ひします。

○委員長（岡田 勇君）

質疑の途中ではありますが、本日の予算特別委員会はこれぐらいにとどめ、延会したいと思います。

なお、次回の予算特別委員会は、明日11日午前9時30分より本議場で開催いたしますので、ご参集願ひします。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時59分 延会

令和 3 年 3 月 3 1 日

予算特別委員会委員長 岡 田 勇